

令和2年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

令和2年3月5日(木曜日) 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第21号 財産の取得について
- 第5 議案第1号 令和元年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)について
- 第6 議案第2号 令和元年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第7 議案第3号 令和元年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第8 議案第4号 令和元年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第9 議案第5号 令和元年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第6号 令和元年度訓子府町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第11 町政執行方針、教育行政執行方針
- 第12 議案第13号 訓子府町史編さん委員会条例の制定について
- 第13 議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する樹齢の制定について
- 第14 議案第18号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第7号 令和2年度訓子府町一般会計予算について
- 第16 議案第8号 令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第17 議案第9号 令和2年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第18 議案第10号 令和2年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第19 議案第11号 令和2年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第20 議案第12号 令和2年度訓子府町水道事業会計予算について

○出席議員（10名）

1番	須河	徹	君	2番	泉	愉	美	君			
3番	工藤	弘	喜	君	4番	谷	口	武	彦	君	
5番	河端	芳	恵	君	6番	西	森	信	夫	君	
7番	山田	日出	夫	君	8番	余	湖	龍	三	君	
9番	仁木	義	人	君	10番	西	山	由	美	子	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊	池	一	春	君												
副	町	長	森	谷	清	和	君											
総	務	課	長	伊	田	彰	君											
企	画	財	政	課	長	篠	田	康	行	君								
町	民	課	長	元	谷	隆	人	君										
福	祉	保	健	課	長	谷	方	幸	子	君								
福	祉	保	健	課	業	務	監	今	田	朝	幸	君						
農	林	商	工	課	長・農	業	委	員	会	事	務	局	長	遠	藤	琢	磨	君
農	林	商	工	課	業	務	監	大	里	孝	生	君						
建	設	課	長	渡	辺	克	人	君										
上	下	水	道	課	長	原	口	周	司	君								
元	気	な	ま	ち	づ	く	り	推	進	室	長	坂	井	毅	史	君		
会	計	管	理	者	山	内	啓	伸	君									
教	育	委	員	会	教	育	長	林	秀	貴	君							
管	理	課	長	森	谷	勇	君											
子	ど	も	未	来	課	長	山	本	正	徳	君							
社	会	教	育	課	長	高	橋	治	君									
図	書	館	長	山	田	洋	通	君										
農	業	委	員	会	会	長	坂	本	稔	君								
監	査	委	員	平	塚	晴	康	君										
選	挙	管	理	委	員	会	委	員	長	森	下	直	治	君				

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	八	鍬	光	邦	君	
議	会	事	務	局	係	長	吉	村	章	子	君

◎開会の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和2年第1回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎議会運営委員長の報告

○議長（須河 徹君） ここで、議会運営委員長から、本定例会における新型コロナウイルス感染症対応について、報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（西森信夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会から、ご報告を申し上げます。

3月3日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における新型コロナウイルス感染症対策について、協議をいたしました。

本定例会の運営に係る議会運営委員会につきましては、2月19日に開催し、その決定事項につきましては、翌日以降の各常任委員会において報告し、ご理解をいただいているところでありますが、その後、北海道内、近隣市においても感染が拡大している状況を鑑み、本町議会としても感染予防に取り組むため、本定例会における対応について協議を行ったものであります。

協議の内容につきましては、既に皆さまにファックス等によりお知らせしているとおりでありますが、本定例会に関係することとして、議場に入室の場合は、アルコール消毒液で手指の消毒を行うこと。

議場内では傍聴人を含め原則マスクを着用すること。

換気のため、議場の扉を開放して審議する場合があること。

一般質問の一人の持ち時間を30分以内とすること。

新年度予算議案等、提案理由の説明が長時間にわたる説明員については、自席での水分補給を可とすること。

咳や発熱の症状があるときは、議会を欠席・早退すること。

議員・説明員・傍聴人が著しく咳き込むような場合には、議長の判断で落ち着くまで退席を求めることができること。

議場外では、手洗いの励行や水分の補給をすること。

また、13日の金曜日は、訓子府中学校の卒業式のため、開会時間を午後1時からとしておりましたが、来賓等の案内をしないで挙行することになりましたので、13日につきましては、午前9時30分から開会いたしますので、間違わないよう、ご参集をお願いいたします。

以上のとおり、本定例会における新型コロナウイルス感染症対策について、議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご苦労さまでした。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応について、議会運営委員会で決定した内容により、本定例会を進めてまいりたいと思いますので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、議員・説明員ともにマスクを着用しての、質問、答弁を許すこととなりますが、聞き取りやすい発言等にご配慮をお願いいたします。

もし、聞き取りづらい場合は、マスクを外しての発言を求めることもありますので、ご理解をお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、ご報告いたします。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が21件、その他、議長からの報告が3件、所管事務調査に関する議決が1件であります。

以上であります。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番、河端芳恵君、6番、西森信夫君、7番、山田日出夫君、8番、余湖龍三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決定いたしました。

◎行政報告

○議長（須河 徹君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長から行政報告のお許しをいただきましたが、先に本定例会招集のご挨拶を申します。

本日、第1回定例町議会を招集申し上げましたところ全員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げるものでございます。

後でまた行政報告で説明をさせていただきますけれども、11月下旬に中国武漢市で発生した新型コロナウイルスのいまだ発生源、発生原因、あるいはまた治療方法も定まらない中で世界各国、あるいはまた全国にこのウイルスは蔓延してきている状況でございます。国では、特別措置法を新たに制定すべき、今、野党党首との懇談を進めてきたところでございますけれども、これらについても国民の自由の制限等々の問題があつて、果たしてどんなことになるかわかりませんが、いずれにしても、国を挙げて、このウイルス撲滅に向けて議論が行われているという状況でございます。

また先ほど商工会長が私のところに来られまして、本町における料飲店、飲食店への影響は計り知れないものがあるというお話をしていただきました。このことは病原菌の感染を防ぐということと同時に経済活動に極めて大きな影響を今、我が町においても出ているという状況でありますし、今後また私どもの町の職員の体制、それから商工業者への影響に対する支援等々含めて対策を急いでいかなければならないという状況でございます。

また、昨日、全道一律に道立高校の入学試験が行われました。マスクをし、手の消毒等を徹底しながら、2日間の予定の高校入試は1日繰り上げて、1日間だけで終了したということでございます。今のところ子どもたちへの感染という報告はございませんけれども、無事に終わって、ほっとしているのも束の間でございます。訓子府高校の受験予定者は22名でしたけれども、辞退者が出ている、あるいはまた、今年もまた2年連続20名を切る状況が出るのではないのかという状況が危惧されていることでございますので、これらは訓子府高校の存置に向けても今後また、いろんな方々の力添えやご協力をいただかなければならない状況が出てくるのではないのかということが大変学校関係者、いろんな方々が心配されているということも私のところに既に報告がなされているところでございます。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと思います。

まず一般会計の予算補正でございます。

一般会計の補正内容としましては、そのほとんどが事務事業の実績、あるいは精算による増減、いわゆる整理予算となります。

歳入では、固定資産税、普通交付税の追加、前年度繰越金留保分の追加のほか、指定寄付金、町有林売り払いによる財産売却収入、利用者が増加するスポーツセンター等の使用料の追加。

歳出では、来年度の着手を予定する消防庁舎等建設事業の技術提案業務、いわゆるプロポーザル業務となりますが、業務が来年度にまたがりまますので、繰越明許費として提案させていただきます。関連して社会資本整備基金、消防庁舎区分の積立金の追加のほか、将来の公債費負担に備えた減債基金への積立金などを追加し、町債では事業の確定見込みによる事業債の追加、または減額、臨時財政対策債の決定に伴い減額し、歳入歳出それぞれ2,915万5千円の追加を提案させていただきます。

次に、特別会計および事業会計についてであります。

国民健康保険特別会計につきましては、保険給付費の減額などにより歳入歳出それぞれ1,846万7千円の減額を提案させていただいております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療保険料の確定および一般会計繰入金の減額などによりまして、歳入歳出それぞれ250万7千円の減額を提案させていただいております。

介護保険特別会計につきましては、保険給付費、介護サービス等諸費の追加、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業および包括的支援事業、任意事業費の減額などにより、歳入歳出それぞれ70万円の減額を提案させていただいております。

下水道事業特別会計につきましては、農業集落排水管理費、個別排水管理費の執行残のほか、農業集落排水事業費、個別排水処理施設整備事業費の執行残の減額などにより、歳入歳出それぞれ548万1千円の減額を提案させていただいております。

水道事業会計につきましては、予算第3条に定めた収益的支出では、維持管理費などの執行残をあわせ604万7千円の減額、予算第4条で定めた資本的収入では建設改良費の執行残にあわせた企業債、補償金を1,064万8千円の減額。資本的支出では施設整備、施設改良費、いずれも執行残で、あわせて1,256万2千円の減額を提案させていただいております。

次に、令和2年度の各会計予算についてですが、一般会計予算と四つの特別会計および水道事業会計予算につきましては、別冊の予算書案として提案させていただいております。各会計とも厳しい財政状況の中で、町民福祉の増進のために、まちづくりと財政健全化を両立させ、行財政の均衡を図るとともに、持続可能なまちづくりを進めることに重点を置いた予算となっていますので、ご理解のほどをよろしくお願いをいたします。

次に、条例の制定などがございます。

開町100周年・町制施行70年の記念事業として、町史の編さんに着手するため、訓子府町史編さん委員会条例の制定。

4月1日から施行の会計年度任用職員のサービスの宣誓を求める職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正。

職員の超過勤務を命じる時間の上限を定めるため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正。

職員の時間外勤務手当の算定にかかる勤務1時間当たりの給与額に寒冷地手当を導入するため、職員の給与に関する条例の一部改正。

災害援助資金の貸付条件、支払猶予、免除等の法律改正に伴う災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正。

消費税10%の引き上げに伴う令和2年度の低所得者の保険料軽減賦課の措置を定めるため、訓子府町介護保険条例の一部改正。

認知症患者等の収入申告義務が緩和されるなどの公営住宅法の改正に伴う訓子府町営住宅管理条例の一部改正。

地方自治法の改正に伴い、引用条文の改正による監査委員条例、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免職および賠償責任に基づく債務の免除に関する条例。

訓子府町簡易水道事業の設置に関する条例の3条例の一部改正を。

以上、7本の条例改正と1本の条例の制定を提案させていただいております。

次に、財産の取得でございます。共同利用模範牧場で使用するトラクターとディスクモアの取得について、議決を求める提案をさせていただいております。

以上、議案21件の詳細につきましては、副町長または各担当課長等から説明をさせていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、第1回定例町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続き、お手元に配付させていただいております行政報告を申し上げます。

まずはじめに、このたび総務費の指定寄付金がありましたので、ご報告申し上げます。

1月31日に故佐藤忠義さまのご遺族である祝田政幸さま、祥子さまから、父は生前、レクリエーション公園に母と一緒に季節ごとに訪れ、桜の時期の花の鑑賞や展望台で市街地を一望するなど、憩いの空間でありました。父の遺志である多くの町民の皆さまの集まるレクリエーション公園整備に役立てていただきたいと100万円のご寄付をいただきました。

故佐藤忠義さまにおかれましては、3期12年間、第3代訓子府町長としてご尽力を賜りましたが、レクリエーション公園も現職時代に手がけられた大事業の一つでした。このような数多くのご功績に感謝申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

ご寄付を賜りました祝田さまのご厚意に心から感謝申し上げますとともに、寄付金につきましては、社会資本整備基金に積み立てることとし、本定例町議会に補正予算として提案をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

昨年12月に中国湖北省武漢で最初に新型ウイルスが見つかって以来、中国を中心に感染が拡大し、現在、世界68か国、地域で感染が確認されています。国内では1月28日に新型コロナウイルス感染症を指定感染症と定めるとの政令が公布され、強制力のある水際対策が展開されましたが、横浜港に停泊のクルーズ船、ダイヤモンドプリンセス号での集団感染をはじめ、全国各地で感染の確認が続いております。北海道内の状況につきましては、1月28日に中国武漢からの観光客が道内はじめての感染者として確認され、2月23日には北見市居住者の感染が公表され、北見市内の集団感染の疑いがあることも報道される中、北海道内の感染者は82名と全国の感染者の3割弱を占める状況にあり、2月28日に鈴木知事は3月19日までの期間の不要不急の外出を控えるなどの緊急事態宣言を道民に向け発信しました。

そういった状況の中、本町では広報や公共施設での新型コロナウイルス感染症への注意喚起を行うとともに、2月25日に臨時課長会議で当面の対策を決定し、2月28日16時30分には訓子府町感染症危機管理対策本部を設置し、感染症拡大防止に向けた協議のほか、各種対策を実施してきています。この間、具体的な対策としましては、学校関係では小中学校が2月27日から3月4日までの臨時休校、その後、3月5日から3月24日まで延長して臨時休校を予定し、そのまま春休みに入ることとなります。

また、子育て支援センターは、2月27日から3月27日まで休館とし、児童センターにつきましては、2月27日から3月4日の期間を休館し、3月5日からは保護者の私用などの事情で希望する者を受け入れしているところであります。こども園につきましては、2月27日から卒園式の3月27日までは保育に欠ける子のうち、希望する者の保育教育

を行うこととなります。

次に、スポーツセンター、公民館、図書館、屋内ゲートボール場、スキー場につきましては、2月29日から3月19日までの期間を休館とし、うらら機能訓練室も3月2日から3月19日までの期間を休止、温泉保養センターはサウナ室の休止と閉館時間の繰り上げを3月5日から3月19日まで実施することとしました。

また、2月25日以降、3月19日までは町が主催する行事等の延期、中止をするとともに、関係団体が主催する行事等につきましても新型コロナウイルス感染症の注意喚起を促しているところであります。

以上、新型コロナウイルス感染症対策についての行政報告とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） ただいま、2件の行政報告がありました。1件目の寄付に関わる案件を除き、若干の時間、質疑をすることを許します。質疑は1人2回に制限いたします。

質疑ございませんか。

山田議員。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。若干、質問させてください。

新型コロナウイルスの今後の状況によると思いますけども、3月中旬以降にあります各学校の卒業式ですか、それとこども園の卒園式の開き方はどうするのか。また温泉保養センターは今、町長からご案内ありましたけども、3月19日まで時間を短縮しながら、正午から午後9時まで開館する。今後の状況にもよるとは思いますけども、これを固定的に捉えているのかということでもあります。と言うのは、私のところにですね、数件、町民から電話がありまして、温泉保養センターは、名前は言わなくてもわかりますので、近隣市からのお客さんが多いし、元々。増加するんでないかという心配をされているので、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと2点目は、議会は今回、一定の対応策を決めましたね、先ほど議運の委員長からありましたように。これは接触時間の短縮を狙っていると思います。そうであるならば、行政におかれましても、一般質問の答弁、それと予算委員会における提案説明、これは効率的に、時間の短縮を目指していただきたいと思っておりますけどもどうか。

それと最後、もう一つ、先ほど町長からもありました。商工業への影響が大きくて、今後何らかの支援という言葉がありました。国会の審議をこの間、見せていただいても、コロナ対策が喫緊な中においても、賛否の論戦に終始している印象が強い訳です。私的には。オールジャパンの方向性がなかなか見えず、国民は忸怩たる思いをしていると思います。本町の対策については、このような時こそ、町長の持つ専決権^{せんけつけん}ですね、を行使するなりして、スピーディーな対策をしていただきたいと私は個人的にこう思っていますけども、長くなりましたけども、この3点についてお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず1点目の小中学校とこども園に関わる卒園式並び卒業式の挙行の関係でございますけど、それぞれ3月13日に中学校、3月19日に訓子府小学校、3月24日に居武士小学校、3月25日にこども園のそれぞれの卒園式、卒業式が予定されているところで、現在のところは卒業式自体は挙行する形でございます。しかし新型コロナウイルスの感染拡大の観点や、国や北海道、道教委などの内容通知も鑑みまして、うちとして

は在校生を入れないで卒業生と教職員ならびに今は保護者を含めた中での卒業式、それに伴いまして、換気等の感染拡大に向けた十分な内容をもって、卒業式を今、挙行するような形で進めているところでございます。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 2点目の温泉保養センターに関するご質問でございますけれども、先ほど行政報告でも町長の方からお話したように、現在の対応といたしましては、消毒液によります機器、器具等の消毒、例えば人が多く触れるところで券売機、自動販売機、ロッカー、椅子、テーブル等の消毒を行っていただいている、だから対策をしていると。それから5日からですね、本日から一部営業を縮小ということで換気の悪い密閉空間という部分もございましたので、サウナ室の閉鎖を決定しております。それから外に出る露天スペースっていうんですかね、そちらも現在寒いということもございまして、それもあわせて使用禁止と。それから営業の時間については午後12時から午後9時までということで、1時間ですけども短縮をし、従業員の健康管理ですとか、清掃ですとか、そういった部分での対応をしているところでございます。それにつきましては、貼り紙等によりまして周知をして、来客の方に協力をお願いしているところでございます。

今後の対応でございますけれども、一応、本日の道新の記事にもありましたように、置戸町のゆうゆが本日から19日まで営業を見合わせるという記事が載ってございましたが、昨日、私たちの方でもそういう情報を得まして、内部等で協議をいたしました結果ですね、とりあえず明日ですね、もう一度、近隣の状況、近隣の大衆浴場等、北見ですとかございまして、そういった状況も再度確認をしながらですね、今後どういうふうにご利用していくのかというところを内部の中で検討したいというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） それとただいま温泉保養センターの関係で、ちょっと加えますと、町内の方で自宅に入浴施設のない方もいらっしゃるということで今ちょっと慎重に対応しているところでございます。それで、ただいま農林商工課長からもご説明申し上げましたけれども、また明日、再度、回りの状況等も確認しながらですね、判断していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから2点目の答弁、議会の答弁の関係、それから予算の説明の関係でございますけれども、それぞれこの後、私、それからそれぞれの担当の特別会計担当の者等も、もう既に議員の皆さまにご理解いただくような形で説明の準備もしておりますので、そうは言っても、今回議会の方でコロナ対策の関係での時間の短縮等に努めるということもありますので、その辺、十分留意しながら対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから商工業の支援、本町の対策ということでございますけれども、これにつきましては現在、北海道鈴木知事の方からですね、北海道の方からも国の方にいろいろ要請しております。そんなこともありますので、今後、国の動向等も見据えながらですね、対応の方を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 三つのうち、2点目、3点目はよくわかりました。よろしくお願ひします。

1点目の中の温泉保養センターですけれども、確かに副町長言われたように町内の町民の方でお風呂がなくて衛生上もですね、兼ねての元々の施設だということはよく理解しております。そうであるならば町民に限定するとかですね、お風呂のない方は大体町では把握しているはずですから、やはり接触を防ぐという観点を重視していただいて、明日の検討をぜひともされたらいい。僕は完全閉鎖ということではなくて、接触機会を減らすということもオールジャパンでやると。できることはもうすぐやるということをお願いしたいと思いますけれども、この点は短くで結構ですから、どうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 本日から今、サウナ等の使用中止だとか、そういったことは協議する中でですね、その中で明日また近隣の状況もみながら判断するんですが、その中で担当の方にはですね、例えば夕方2時間だけ、そういう入浴施設のない方に開放するだとか、そういったことも、どんな方法があるのかということも検討するように指示しているところがございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありますか。

西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。コロナウイルスが北見で発生との報道がなされた時にクラスターだという報道がありました。その時点で本町はもうすぐ隣の町だということで施設の利用のスポセン、それから温泉等の使用短縮や閉館をすべきでなかったのかということと、それからクラスター発生ということで、国は北見市へのマスクの配付ということを決めましたね。ただすぐ近くの訓子府がそういう対応はとられないということと非常に訓子府町民もマスクがないということと困っている状況、ここら辺のことをちょっと一つ聞きたいということと、もう1点は、訓子府で、このコロナウイルスが発生した場合の対応を示していただきたいというふうに思ひます。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、コロナウイルスの関係で、隣接の市でクラスター発生と同時に各公共施設の休止を決定すべきではなかったかというご質問をいただきました。クラスター、現段階ではクラスターということですが、当初はクラスターの疑いありってということで、大変あれなんですけど、情報が我々のところにも、報道機関とかですね、それ等を通じてしかとれないこともございまして、そういった意味では各スポーツセンター等の施設の休館につきましては、鈴木知事の緊急事態宣言、これもですね、18時10分の記者会見で我々は知った訳ですが、その後、近隣、置戸町とも協議とかですね、内容の調整をさせていただいて、20時に決定して、翌土曜日、29日から休館を始めたというところがございます。

それと2点目のマスクの問題で、これもですね、国の方で一方的に決められまして、そういった意味ではですね、一部通勤されている方がどうするんだとかね、そういったこともあるし、町民の部分でいくとマスク自体が非常に少ないということもありますけれども、報道の域を出ませんけれども、月産6億枚ということですので、近いうちには充足をされてくるのかなというふうには思っております。ただし、その時期がいつかっていうのは特定

できないというのが現状ですので、ご理解をいただきたいと思います。

それと訓子府町での発生が出た場合どうするかについてです。これも実は昨日始めてですね、北見市の発生がデータが振興局を通じて訓子府町に送られた、管内全域に送られたということです。今までの状況をちょっと北見市に確認すると、あくまで北見市へは在住者の自治体には送られてくる。本人の在住の意志を北海道が確認をして送ってくるということです。北海道は管内在住者という表現です。り患された方について北見市在住ということ公表を承諾すると自治体の方で記者会見等々で公表しているという状況でございます。そういった意味では、もし発生した場合については、おそらくこれも北見の状況をみると濃厚接触者の調査はあくまで保健所でやってまして、その情報は自治体には伝わってこないということもございますので、より濃厚接触者の動きの情報とかですね、そういった部分を公表していただけるような要望も含めてですね、していきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ございませんか。

河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 今いろいろ説明伺って現状よくわかりました。私、気になって町のホームページ見てみたら、運動施設とかそういうところの閉鎖という、いろいろなことがこうばらばらに出てきてるんです。それで決まったのがちょっと遅かったということもあるんでしょうけど、そういう取り組みをこう一覧表みたいにして、今、訓子府がコロナウイルスをどのように対応している。小中学、子育て支援センター、いろんなところをどういうふうに対応しているということ、町民の方もかなり不安に感じていると思いますので、ちょっと遅いんですが、本当は3月の広報の時の折り込みでも何かこういう状況を町民の方に知らせることができたらよかったのかなって、今思っております。それと今、北見に通勤している、うちにもいるんですが、今回マスクの支給が北見市在住ということみたいですが、訓子府から北見に通勤しているという人もかなりいると思いますし、その辺、町としても、そういう現状があるということをしっかり伝えて、そういう人にもマスクがあたるような、そういうような申し入れなり、そういうことをしていただきたいなと思っています。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 2点ほどいただきました。まず情報の周知というか提供の部分でございます。今現在はバナーというか、横の方に出ているやつを押せば飛ぶようになっておりますけども、議員言われる、各施設の一覧表的な部分はまだ作っておりませんので、そういった意味では今後そういうような対応をしまいたいというふうに思います。

それと3月の広報の部分なんですけども、実は広報の配付は2月28日金曜日の朝から職員実施しております。2月28日の18時10分に鈴木知事の緊急事態宣言があって、20時に本部長、副本部長の協議によって、翌日の9時からの休館決めたということで、時間的にはちょっと広報には間に合わない時間ということもありまして、ちょっとこうリアルタイムでいくと、ちょっとやっぱり難しいかなというふうに思います。また3月25日からはSNS等々も使えるようになりますので、そういった意味では、一部の人しか情報はとれませんけども、極力そういった意味では情報を発信していけるように考えてまいりたいというふうに思います。

それとマスクの問題なんですけども、国は世帯ごと40枚というような報道もあったり、国会答弁では医療機関を重点的に、本日の新聞などを見ると福祉施設というかですね、高齢者福祉施設の不足が叫ばれてたりということもございます。そういった意味では第一義的には事業者の方の責任の下にやっていただくというのが、事業者というのは働いているところの事業者の責任でやっていただくというのが第一義ということでございますので、ただ町いたしましても、機会があれば、そういった要望も含めてですね、北海道ないし国の方に届けていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ございませんか。

以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎議案第21号

○議長（須河 徹君） 日程第4、議案第21号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書96ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 議案書96ページをお開きください。

議案第21号 財産の取得について、その提案理由を説明させていただきます。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下について、説明をさせていただきます。

事業名は、共同利用模範牧場作業機械等購入事業であります。

本件につきましては、訓子府町共同利用模範牧場において使用する農業用トラクターおよび大型草刈機、ディスクモアの取得でございます。

取得先につきましては、2月10日執行の入札において、3社に応札いただき、落札者は日本ニューホランド株式会社北見営業所 所長 松本英幸氏で、契約金額は905万3千円でございます。

内訳といたしましては、税を除いた額823万円、消費税額82万3千円でございます。予定価格につきましては1,323万8,500円となっております。

機種でございますが、トラクターがアメリカニューホランド社製トラクター、型式がT6.145EC4B-D2でございます。出力が115馬力でございます。

ディスクモアがイタリアベロン社製ディスクモア、型式がD4L、刈幅1.67mでございます。

以上、議案第21号の提案理由を説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第21号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、
議案第6号

○議長(須河 徹君) この際、日程第5、議案第1号、日程第6、議案第2号、日程第7、議案第3号、日程第8、議案第4号、日程第9、議案第5号、日程第10、議案第6号、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第1号 令和元年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長(篠田康行君) 議案第1ページをお開きください。

議案第1号 令和元年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)の説明を申し上げます。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ2,915万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ44億9,961万8千円とするものでございます。

第2項にありますように、補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、2ページ、3ページの第1表のとおりでございますが、これについてはご覧いただくこととし、5ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

第2条は、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第3条では、地方債の補正について定めており、それぞれ第2表および第3表により説明をさせていただきます。

それでは、4ページの第2表 繰越明許費について説明をいたします。

この内容については、42ページの繰越明許費の調書をご覧いただきたいと思っております。

9款、1項、4目、消防施設整備費の消防庁舎等建設事業では、今回補正する技術的提案業務委託契約経費の77万円を令和2年度に繰り越すものでございます。

また4ページに戻っていただき、下の表、第3表 地方債の補正では、それぞれ事業の確定により起債額が変更になった7本の事業で、左側に補正前の金額を、右側は借入限度額の変更でございますので、ご覧いただきたいと思っております。

それぞれの事業における地方債の増減額については、事項別明細書の歳入および歳出の中でその理由等を説明させていただきます。

ここで、43ページにあります地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧いただきたいと思っております。右端の下から3行目にありますように、令和元年度末の現在高見込額は50億958万7千円となっております。

5ページにお戻りください。

続いて、5ページ以降の歳入歳出予算補正事項別明細書について、説明をさせていただきますが、主な補正の内容につきましては、時期も年度末になりましたことから、大部分は、事務事業の実績あるいは精算による増減で、いわゆる整理予算になります。

特に歳入につきましては、説明欄の記述で歳出の補正予算見合いであることがわかるもの、あるいは、単なる決算見込みによるものなどについては、説明を省略させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

最初に、歳出から説明させていただきますので、15ページの歳出の事項別明細書をお開きください。

1款、議会費、1項、1目、議会費の事業区分、議会人件費の報酬については、4月分議員1名欠員より18万5千円の減。

職員手当では、新人議員3名の6月期支給分に係る基準日以前の在職期間の調整等により76万4千円の減。

共済費は、負担金算定基準日現在に議員1名欠員により84万2千円の減。

事業区分、議会運営費の報償費については、講師の日程の変更と交通費の精算により10万9千円の減。

旅費については、会議の同日開催などにより63万円の減。

事業区分、事務局費の旅費につきましても同様の理由により11万2千円の減となっております。

次のページになります。

2款、総務費、1項、1目、一般管理費の事業区分、職員管理研修では、町村会主催の各種宿泊が伴う研修が近隣町で開催になったこと。対象職員の退職やですね、休職による減、会議の中止などにより38万7千円の減。

その下の各種表彰事業では、顕彰式での受賞者の人数の確定によりまして18万9千円の減。

その下の事業区分、総務一般管理事業の賃金では、臨時事務員の雇用日数が当初見込みより少なかったことから20万4千円の減。

その下の庁舎等維持管理事業の委託料は、執行残で12万9千円の減です。

その下の姉妹町交流事業の旅費では、交換留学生の派遣随行者が町職員ではなく学校教諭であったため交付金から支給したことから19万1千円の減。

その下の日の出簡易郵便局設置事業の共済費は、社会保険料率の改定により4万6千円の追加です。

その下の情報管理事業の委託料のコンピュータ機器等保守業務では、基幹系システムをデータセンターに移しクラウド利用するなど保守業務の見直しを行ったことにより45万4千円の減。

セキュリティ対策ソフト更新業務は、学校のパソコンを更新したことにより今年度はソフトの更新が不用になり34万7千円の減です。

その下の備品購入費では、パソコンやネットワーク機器購入の執行残により338万2千円の減。

次のページの一番上の事業区分、各種基金積立金では、実績に伴う補正および翌年度の大規模事業に備えるための積み立てで、財政調整基金では利子分の9千円の追加。

減債基金では、後年度の過疎債・辺地債の公債費償還に充てるための積み立てで7,827万4千円の追加。

社会資本整備基金では、消防庁舎建設など将来の投資的事業などの負担に備えるため1億703万6千円の追加。

鉄道跡地整備等基金については、利子確定により2千円の減。

次に、4目、公有林管理費の事業区分、町有林管理事業の委託料では、作業員の確保ができなかったことから、事業量が減となり、そのことに伴いまして24万8千円の減。

事業区分、町有林整備事業（補助）の委託料の造林事業では、搬出間伐から保育間伐に工種を変更したこと。あと人工造林、下刈等の事業費の執行残に伴いまして768万6千円の減、原材料では、苗木の購入に係る執行残により14万9千円の減。

町有林整備事業（単独）の委託料の造林業務では、皆伐、間伐の調査選木の事業費の執行残により47万9千円の減。

5目、保安林管理事業、事業区分、保安林管理事業の委託料では、暴風被害対応業務の実施面積が見込みより少なかったことから51万円の減。

事業区分、保安林整備事業（補助）の委託料の造林業務では、人工造林・地拵^{じごしらえ}の事業費の執行残により20万6千円の減。

次のページの6目、住民活動費の事業区分、広報広聴事業の備品購入費では、ホームページ更新機器の執行残により36万6千円の減。

その下の8目、企画費の事業区分、地方交通対策事業の負担金、補助及び交付金のJR石北線支援負担金では、維持困難線区の地域独自支援をするために10万円の増。

事業区分、まちづくり推進会議の報酬では、行政改革推進委員会につきましては、会議開催回数の減により12万円の減、まちづくり推進会議委員は、会議の欠席者および専門部会の開催がなかったことにより25万円の減。

負担金、補助及び交付金では、空き家活用定住対策補助金の補助件数が少なかったことに伴いまして100万円の減です。

その下のまちづくりパワーアップ特別対策事業、負担金、補助及び交付金では、4本の事業の内、1事業に該当する事業がなかったため50万円の減。

次のページの2款、3項、1目、戸籍住民登録費の事業区分、戸籍住民登録事業の負担金、補助及び交付金では、地方公共団体情報システム機構が取り扱います関連事務が増えたことに伴いまして交付金算定額の通知により不足する分の25万8千円を追加。

下の2款、4項、2目、知事・道議選挙費、次のページの3目、町長・町議会議員選挙費、さらに次のページの4目、参議院議員選挙費につきましては、全て執行残となっております。

次のページの2款、6項、1目、監査委員費の事業区分、監査委員運営費の旅費、費用弁償では、複数の会議の同日開催や現地解散による帰路の旅費の不支給により25万円の減。

旅費では、宿泊を予定していた会議が日帰りになったことにより1万2千円の減です。

下の表の3款、民生費、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、国民健康保険特別会計繰出金1万1千円の増につきましては、国保の特別会計の方で説明をいたします。

その下の事業区分、自立支援サービス事業の扶助費では、年間利用実績の減および1人

当たりの単価の減等によりまして、介護給付費が400万7千円の減、訓練等給付費が280万9千円の減、特定障害者特別給付費は給付件数の減によりまして198万1千円の減です。

次のページの2目、老人福祉費、事業区分、敬老事業の需用費では、当初の見込みより参加者が少なかったことから14万1千円の減となっております。

その下の事業区分、老人保護措置事業の扶助費では、老人ホームの新規入所者がいなくなったことから131万円の減。

事業区分、高齢者在宅サービス事業の委託料では、ショートステイ事業では、静寿園、緑清園がそれぞれ見込みより利用日数が少なかったことにより58万6千円の減。

配食サービスにつきましても、利用回数が少なかったことから69万円の減となっております。

扶助費は、高齢者住宅改造費の助成の件数の減および1件当たり単価の減によりまして34万6千円の減。

その下の事業区分、介護保険特別会計繰出金149万5千円の減につきましては、特別会計の方でその内容を説明をいたします。

事業区分、介護予防支援事業の委託料は、初回を除くその他のサービス計画作成業務の件数が見込みより少なかったことから32万3千円の減。

事業区分、後期高齢者医療では、平成30年度の負担額の確定により171万8千円の減となっております。

事業区分、後期高齢者医療特別会計繰出金134万7千円の減につきましても、その内容は特別会計の方で説明を行います。

その下の4目、国民年金事業費、事業区分、国民年金事務事業の委託料は、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除の対応に係るシステム改修に要する経費として5万2千円の追加。

24ページ、下の表の3款、2項、1目、児童福祉総務費、事業区分、子ども医療助成事業の扶助費は、医療費の増に伴いまして75万7千円の追加。

事業区分、子育て支援事業の負担金、補助及び交付金では、町外への広域入所する子どもが見込みより多かったため83万2千円の追加。

多子世帯応援補助金では、補助対象者が減ったことから71万6千円の減です。

次に、その下の3目、児童措置費の事業区分、児童手当支給事業の扶助費の児童手当では、延べ児童数の減に伴い791万5千円の減。

次のページにまたがりませんが、4目、児童センター費の事業区分、児童センター運営事業の共済費は、新規採用の特別支援員がフルタイムではなくパートタイム雇用であったことから社会保険に加入しなかったため、保険料が28万9千円の減。

25ページの賃金の特別支援員も同様の理由によりましてパート雇用であったことによりまして64万4千円の減です。

次に、5目、子育て支援センター費の事業費、子育て支援センター運営事業の償還金、利子及び割引料では、国の子ども子育て支援交付金の実績報告に伴いまして返還金19万3千円の追加。

下の表の衛生費、1項、1目、保健衛生総務費の事業区分、妊婦健康診査事業、委託料

の妊婦健康診査では、当初の見込みより利用者が減ったことから34万8千円の減。

事業区分、発達支援事業では、北見市子ども総合支援センターきらりの発達支援事業の利用者が、当初の見込みより減ったことから、それぞれ委託料50万1千円の減、このことに連動しまして、次のページの扶助費も6万円の減となっております。

その下の2目、予防費、事業区分、予防接種事業の委託料では、高齢者のインフルエンザ、それから成人の肺炎球菌の利用者がですね、当初の見込みより減ったため53万円の減。

事業区分、検診・検査事業の委託料では、胃がん検診の集団、個別、子宮がん検診の集団頸部、HPVおよび乳がん検診の1方向、2方向、それぞれの受診者の見込みより少なかったことから97万5千円の減。

事業区分、子ども予防接種事業では、需用費50万5千円の減、委託料の80万9千円の減、扶助費24万2千円の減は、それぞれにおいて予防接種を受けた方がですね、見込みより少なかったことによりまして減っております。

事業区分、狂犬病等予防対策事業の委託料では、蜂駆除業務が当初見込み30件を見ておりましたが、今年少なかったことで、2件しかなかったということで、その実績に応じまして35万8千円の減。

次のページの4目、環境対策費の事業区分、地球温暖化防止対策事業の負担金、補助及び交付金の太陽光発電システム導入補助金では、当初3戸の予定を見込んでおりましたが、実績は1戸ということで執行残の56万円の減です。

事業区分、地熱エネルギー利用施設維持管理事業の需用費、修繕料では、温泉ポンプのインバーターの修繕によりまして21万円の追加。

光熱水費では、インバーターの故障の影響に伴いまして、電気料が増額したため21万5千円の追加となっております。

下の表の4款、2項、1目、塵芥処理費の事業区分、塵芥処理事業の需用費では、指定ゴミ袋の購入の執行残によりまして38万3千円の減。

次に、2目、し尿処理費の事業区分、し尿処理事業、委託料では、スクラムミックス事業し尿処理委託料の平成30年度事業の精算に伴い、不足する27万6千円を追加。

次のページの6款、農林水産業費、1項、1目、農業委員会費の事業区分、事務局費の負担金、補助及び交付金の農業担い手対策推進協議会負担金では、婚活イベントの女性参加募集範囲の変更やですね、参加者のお見合いのキャンセルに伴いまして75万円の減。

次に、3目、農業振興費、事業区分、農業振興事業の負担金、補助及び交付金の特産園芸作物作付維持事業補助金では、メロンの新規増反支援事業・ハウス導入助成事業の増反希望者がいなかったことにより44万9千円の減。

事業区分、農業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金の北見地区農業振興連絡協議会負担金では、労働力確保対策の一環として外国人技能実習生の開始に向けた現地調査を実施したため16万4千円の追加。

次に、4目、畜産業費の事業区分、畜産振興事業の委託料では、畜産担い手育成総合整備事業の公社事業費の確定により161万6千円の減。

負担金、補助及び交付金では、草地植生改善推進事業費補助金で、当初70haの植生改善を見込んでおりましたが、58.12haの実施となり15万4千円の減。

次に、5目、農業基盤整備事業費の事業区分、下水道事業特別会計繰出金では、下水道会計の収支不足分について一般会計繰出金を279万円の減としております。

次のページにまたがりましても、7目、牧場費の事業区分、牧場管理運営事業の需用費は、肥料購入に係る執行残で31万3千円の減。

役務費では、町内牛の入牧頭数の減による予防接種手数料が減ったため10万2千円の減。

使用料及び賃借料は、入牧期間中、天候が良かったためですね、災害対策用の道路補修に要する機械借上料が支出が少なかったことで52万5千円の減。

工事請負費は、共同利用模範牧場の水道管敷設工事の執行残によりまして57万1千円の減です。

下の表の6款、2項、2目、林業振興費の事業区分、有害鳥獣駆除事業の委託料では、当初200頭の計画に対して126頭の実績であったため66万4千円の減。

事業区分、民有林振興事業の負担金、補助及び交付金では、民有林の人工造林の経費に対する補助ですが、苗木不足のため当初予定していた事業量12.24ha対しまして4.47haの実績であったことから209万2千円の減です。

次のページの7款、商工費、1項、2目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金の訓子府町店舗出店等支援事業補助金では、新規出店が1件予定されているため300万円の追加。

事業区分、プレミアム付商品券事業の役務費では、購入者の対象者1,011人に対しまして、実績が421人と減ったことから、通信運搬費を29万7千円の減としております。

負担金、補助及び交付金につきましても、実績の減により訓子府町商工会に対するプレミアム商品券発行事業補助金を264万4千円の減としております。

次に、下の表の8款、土木費、3項、1目、道路橋梁総務費の事業区分、道路台帳整備事業の委託料では、執行残の13万円の減。

2目、道路維持費の事業区分、町道維持管理事業の委託料では、大雨等の影響による道路側溝清掃に係る事業が少なかったことから184万円の減。

事業区分、町道舗装修繕事業の工事請負費では、執行残の261万1千円を減。

次のページの3目、橋梁維持費、事業区分、橋梁維持管理事業の委託料の橋梁長寿命化修繕計画橋梁詳細設計業務は、社会資本整備総合交付金の内示額が要望額に対して6割程度であったことから、豊田橋の詳細設計を次年度以降に繰り延べし実施しなかったことと、増子橋の詳細設計の執行残によりまして704万円の減。

工事請負費の橋梁長寿命化修繕計画橋梁修繕工事につきましても穂波橋修繕工事の執行残によりまして1,500万円の減となります。

次に、下の表、8款、4項、1目、河川総務費、事業区分、河川改修整備事業の工事請負費も執行残によりまして18万8千円の減。

次のページの上の表、8款、5項、1目、公園費の事業区分、レクリエーション公園維持管理事業の共済費は、公園作業員の1名分の社会保険料17万6千円の減。

備品購入費は、公園の維持管理用備品の執行残による12万3千円の減です。

事業区分、各公園等維持管理事業の役務費では、利用者が当初の見込みより少なかった

ため、し尿処理の汲み取りの手数料が21万7千円の減となっております。

次に、下の表、8款、6項、1目、住宅管理費の事業区分、町営住宅維持管理事業の備品購入費では、町営住宅等のストーブやボイラー等の故障に伴い取り替えが必要になりますことから65万円の追加。

次に、2目、住宅建設費の事業区分、幸栄団地整備事業の委託料は、幸栄団地整備事業の耐力度調査の執行残によりまして7万1千円の減。

工事請負費につきましてしても、幸栄団地建設および改修事業についての執行残で合わせまして224万6千円の減。

事業区分、公営住宅改修事業の工事請負費につきましても穂波団地公営住宅改修工事の執行残によりまして95万3千円の減です。

次のページ、9款、消防費、1項、1目、消防組合費の事業区分、北見地区消防組合負担金の133万4千円の減、内容につきましては、40ページの北見地区消防組合負担金内訳をご覧ください。

まず、上の表の3款、1項、3目、事業区分、職員給与費の給料、職員手当等では、人事院勧告に基づき給料表の改定、勤勉手当支給率の改定に伴いまして、それぞれ6万1千円、26万9千円の追加。

その下の共済費につきましては、掛け率の改定によりまして54万8千円の減。

消防行政一般経費では、普通旅費の執行残4万円の減、負担金も執行残の2万円の減となっております。

次に、下の表、3款、2項、3目、事業区分、消防業務費では、消防団の安全装備品として防塵メガネ、耐切創手袋の購入に伴い、消耗品費を60万4千円を追加、消防団水難救助器具としてボート購入に伴いまして、備品購入費に17万1千円を追加。

事業区分、消防団員活動費旅費の費用弁償では、火災出動回数が当初の想定回数より増えたことによりまして138万3千円の追加。

次のページの、3款、3項、3目、訓子府消防施設費の事業区分、消防施設維持管理経費では、令和元年度分の消火栓更新計画に基づく整備が終了し負担金が確定したことによりまして、執行残118万9千円の減。

次に、下の表の9款、1項、2目、組合共通経費の事業区分、組合共通経費では、負担金、補助及び交付金で消防本部職員の人件費12万4千円の減。

次に、消防組合繰越金ですが、消防組合予算上の予備費を減額することによりまして同額の156万円を減。

一番下の表の諸収入ですが、消防組合予算上の諸収入の救急救命士追加講習受講に伴う北海道市町村振興協会からの経費助成8万5千円、3款、2項、3目で補正予算計上の防塵メガネ、耐切創手袋、ボート整備に伴う国庫補助金25万6千円を予定することから、合計額34万1千円を消防組合負担金から減額するものでございます。

次に、33ページに戻っていただきまして、9款、1項、3目、災害対策費の事業区分、防災対策事業の報償費20万円の減、委託料187万7千円の減、備品購入65万2千円の減は、それぞれ執行残となります。負担金、補助及び交付金の自主防災組織育成支援事業補助金は、補助の利用組織がなかったため19万8千円の減。

4目、消防施設整備費の事業区分、消防庁舎等建設事業の委託料では、消防庁舎等建設

についてプロポーザルにより技術的提案を受けるため7社分77万円の増としております。

次のページ、10款、教育費、1項、1目、教育委員会費の事業区分、教育委員会運営費の報酬では、教育委員が途中辞任したことで1か月不在になったことによりまして3万3千円の減、旅費の費用弁償では、新任教育委員研修分を1名見込んでいましたが、2名となったことによりまして、その不足分4千円を追加。

負担金、補助及び交付金では、教育委員1名が北海道教育委員会連合会副会長に就任したことから、役員会、総会に出席したことに伴いまして、会議負担金5千円の追加。

次に、2目、事務局費の語学指導助手配置事業では、町雇用でありました語学指導助手が民間業者の派遣委託となったことから、賃金9万3千円の減、そのことに伴いまして旅費の費用弁償も4千円の減となっております。

事業区分、就学関係事業は執行残によりまして、報償費の就学時健診の報償金8万円の減、委託料の検診業務7万8千円の減となっております。

次に、事業区分、学校教育等一般事業の共済費では、教育専門員の雇用ができなかったことから、社会保険料56万5千円の減、賃金につきましても同様の理由で241万4千円の減。

報償費につきましても、学校運営協議会の委員の会議欠席等によりまして11万8千円の減。

負担金、補助及び交付金では、訓子府高等学校支援対策の通学支援対策助成で1年生の対象者が当初35名見込んでおりましたところ、助成利用者が10名ということであったため377万3千円の減となっております。

次に、3目、スクールバス運行費、事業区分、スクールバス運行事業の委託料では、代替運行業務の執行残により21万7千円の減、使用料及び賃借料では、スクールバス故障による、バス借上料として165万円の増となっております。

次のページの10款、2項、1目、学校管理費の事業区分、学校保健・安全対策事業の報償費では、学校医等報償金の執行残によりまして8万円の減。

その下の2目、教育振興費、事業区分、教育振興事業の備品購入では、教育用コンピュータ購入に係る執行残によりまして333万8千円の減、負担金、補助及び交付金では、特別活動派遣費補助金として、東京で開催される第41回全日本リコーダーコンテストに係る補助金としまして200万1千円の追加。

事業区分、就学援助・奨励事業の扶助費の特別支援教育就学奨励費では、利用実績の減に伴いまして52万5千円の減。

要保護・準要保護児童就学援助費につきましても、実績に伴いまして26万4千円の減となっております。

その下の10款、3項、1目、学校管理費の事業区分、学校保健・安全対策事業の報償費では、学校医等報償費の執行残によりまして4万円の減。

事業区分、学校維持管理事業の需用費の燃料費では、中学校の暖房費、重油の使用量が当初見込みより増えましたことから93万円の追加。

次のページ、上の表の2目、教育振興費の事業区分、教育振興事業の備品購入費では、教育用コンピュータの購入の執行残によりまして206万3千円の減。

負担金、補助及び交付金の部活動等派遣費補助金では、全道大会の出場が見込みより減

ったことから23万5千円の減です。

次に、下の表、10款、4項、1目、こども園費の事業区分、こども園運営事業、賃金、代替保育教諭では、出産育休2名とですね、入園児の増に伴いまして、代替職員手当の2名分279万2千円を追加しております。

次に、一番下の表、10款、5項、1目、社会教育総務費の事業区分、青少年教育推進事業の報償費では、放課後子ども教室および通学合宿の講師で謝礼が不用の講師が多かったことから10万円の減。

負担金、補助及び交付金の産業後継者教育推進協議会交付金では、産業後継者研修の実施の執行残に伴いまして38万円の減となっております。

次に、事業区分、成人教育推進事業の報償費では、くねっふ未来づくり大会で講師を町職員のスライド発表としたことや男女共同参画セミナーを他団体の研修と兼ねて開催したことによりまして、他団体が講師謝礼の一部を負担したことによりまして20万円の減。

事業区分、社会教育一般事業、需用費では、生涯学習情報誌の印刷製本費の執行残によりまして28万円の減。

次のページ、上の表の10款、6項、1目、保健体育総務費の事業区分、社会体育活動推進事業の旅費では、札幌開催予定の講習会が中止になったことから8万円の減。

委託料では、クライミングウォール講習会の講師を札幌から招聘する予定でしたが、講習の目的が近隣の指導者によって達成されたことから、講習会を実施せず17万6千円の減。

次に、2目、体育施設費の事業区分、スポーツセンター維持管理事業の需用費の燃料費では、暖房の燃料使用量が当初の見込みより少なかったことで140万円の減、光熱水費につきましても電気料が当初の見込みより少なかったことから100万円の減です。

事業区分、温水プール維持管理事業の需用費、消耗品費では、ボイラー故障時対応用の部品交換が、故障がなかったことから、その部品交換がなく56万円の減。

燃料費では、重油の使用量が当初見込みより少なかったことから140万円の減。

委託料では、清掃管理業務の執行残によりまして39万8千円の減です。

事業区分、屋内ゲートボール場維持管理事業の需用費、光熱水費では、電気暖房の使用量が当初見込みより少なかったことから23万円の減。

事業区分、屋外運動施設維持管理事業の需用費、消耗品費では、パークゴルフ場の肥料購入量の減によりまして40万円の減。

光熱水費では、スキー場およびスケートリンク場の開設期間の短縮により電気料が減ったため17万円の減。

委託料では、パークゴルフ場の散水業務を町職員が行った部分がありまして、16万4千円の減となっております。

次のページ、10款、6項、3目、給食センター費の事業区分、給食調理事業の需用費、賄材料費では、訓子府高等学校の入学者分40人で見ていたところ11名の実績であったことから204万3千円の減。

負担金、補助及び交付金では、生活管理指導表作成費補助金で当初25人を見込んでおりましたが、実績が23人と作成の単価もですね、当初1件当たり6千円を見込んでおりましたが、約2千円となったことによりまして11万8千円の減です。

次に、下の表、11款、公債費、1項、1目、元金の事業区分、長期債元金償還では、償還利率見直しによりまして、元金56万5千円の追加。

その下の2目、利子の事業区分、長期債利子償還では、償還利率見直しによりまして23万2千円の減となっております。

次のページの13款、給与費、1項、1目、給与費の事業区分、職員給与費では、特別職は1名退任時に新任との重複が生じたため45万1千円の追加、一般職では退職、休職、育児休暇の取得によりまして1,883万9千円の減。

職員手当等では、給与などに関連する勤勉手当含め、それぞれの手当の増減によりまして1,128万6千円の減。

共済費では、それぞれ掛金の改定で1,140万2千円の減。

恩給及び退職年金では、一般職の退職、休職、育児休暇の取得によりまして145万5千円の減となっております。

続きまして、5ページの歳入になります。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長、ここです、休憩に入りたいと思います。

ここで11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般会計の歳入の説明から始めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 5ページ、歳入になります。

一番上の表の1款、2項、1目、固定資産税では、大きくは償却資産申告額の増加によりまして1,228万円の増。

次に、2番目の表、9款、1項、1目、地方交付税では、額の確定によりまして7,961万9千円の追加です。

次に、一番下の表、11款、1項、1目、農林水産業費分担金では、各現年分の事業費の確定に伴う増減でございます。

次のページ、一番上の11款、2項、1目、民生費負担金につきましても、歳出に伴います増減となっております。

2目の農林水産業費負担金につきましても、これが現年度分の対象事業費の確定に伴います町外受益者分の増減によるものでございます。

その下の表の12款、1項、4目、農業使用料の牧場使用料では、町外の受け入れ延べ頭数が増えたことによりまして227万円の追加。

その下の草地使用料では、牧場の草地貸付面積が増えたことによりまして、利用者も増え21万1千円の追加。

その下の7目、教育使用料の保健体育施設使用料では、スポーツセンターの利用者が増えたことによりまして、当初見込みより増えたことによりまして113万4千円の追加。

次のページ、13款、1項、1目、民生費国庫負担金の障害者福祉費負担金では、歳出

で説明しましたように、利用者の実績の減、介護給付費及び訓練等給付費の減、特定障害者特別給付費も同じく給付件数の減に伴いまして405万2千円の減です。

その下の国民健康保険基盤安定負担金では、負担金の確定によりまして81万1千円の追加。

その下の児童手当負担金では、事業の確定によりまして318万円の減です。

その下の介護保険低所得者保険軽減負担金では、消費税増税に伴う低所得者の保険料軽減強化に伴う負担金でありまして、これも2万8千円の追加となっております。

その下の施設型給付費等負担金では、広域入所者の増によりまして22万1千円の増。

その下の子育てのための施設等利用給付費交付金では、本町から町外の認可外保育所に入所している児童が幼児教育・保育無償化の対象になり11万1千円の増となっております。

その下の表の13款、2項、1目、総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備補助金（総務省分）は、交付決定があったことによりまして161万6千円の増。

その下の、個人番号カード交付金事業費補助金では、対象経費の増によりまして25万8千円の追加。

次に、その下の4目、土木費国庫補助金の公営住宅整備事業費補助金では、公営住宅の整備に係る交付率が50%から45%に下がったことに伴いまして457万4千円の減。

次のページにまたがりまして、道路橋梁費補助金では、支出のところでも説明しましたが豊田橋詳細設計の次年度以降の繰り延べ、増子橋詳細設計、穂波橋修繕工事に係る対象事業費の確定に伴いまして1,789万7千円の減です。

その下の5目、教育費国庫補助金の特別支援教育就学奨励費補助金では、小学校の児童の補助対象者の減によりまして25万6千円の減。

その下の特別支援教育就学奨励費補助金では、中学校の対象者の減によりまして16万4千円の減です。

その下の6目、消防費国庫補助金の無線システム普及支援事業等補助金では、対象事業費の確定に伴いまして178万5千円の減。

次に、7目、商工費国庫補助金のプレミアム付商品券事務費補助金では、商品券の購入見込みが少なかったことから54万7千円の減。

プレミアム付商品券事業費補助金につきましても、同様の理由で240万円の減です。

その下の13款、3項、1目、総務費委託金の参議院議員選挙委託金では、選挙執行経費の執行残に伴いまして129万1千円の減です。

その下の2目、民生費委託金、国民年金事務費委託金では、歳出で説明したとおりですね、産前産後期間の保険料免除に伴うシステム改修費の増に伴いまして5万2千円の追加。

次の9ページ、14款、1項、1目、民生費道負担金の国民健康保険基盤安定負担金では、負担金額の確定によりまして45万2千円の追加。

その下の後期高齢者医療保険基盤安定拠出金では、低所得者の保険料軽減について、道と町で負担するもので、拠出金額の確定に伴いまして16万6千円の減。

その下の児童手当負担金につきましても、国庫負担金と連動しておりますので125万1千円の減。

次に、介護保険低所得者保険料軽減負担金も、国庫負担金に連動しております、1万4

千円の追加。

次に、施設型給付費等負担金も、国庫負担金に連動しまして11万円の増。

子育てのための施設等利用給付費交付金では、これについても国庫負担金に連動しまして5万5千円の増。

その下の表の14款、2項、1目、総務費道補助金では、ページまたがりですが、森林環境保全整備事業補助金の町有林の事業費の増減に伴いまして517万5千円の減、保安林につきましては、補助金の算出に係る標準単価の変更によりまして1万5千円の追加となっております。

森林保護事業補助金の町有林では、野鼠^{ねそ}駆除事業の補助の単価の変更によりまして7千円の追加、保安林につきましても同じ理由によりまして7万6千円の追加。

2目、民生費道補助金の重度心身障害者医療費補助金では、対象医療費の増によりまして60万5千円の追加でございます。

子ども医療事務費補助金では、補助対象者に係る請求事務手数料の減に伴いまして21万2千円の減。

次に、4目、農林水産業費道補助金の農業競争力基盤強化特別対策事業補助金では、道営水利施設等保全高度化事業に係るパワーアップ補助金の現年分の対象事業費の減に伴いまして30万8千円の減。

北海道水利施設等保全高度化事業補助金では、道営水利施設等保全高度化事業の現年分の対象事業費の減によりまして75万7千円の減。

地域草地基盤強化支援事業補助金では、公社営畜産担い手育成総合事業道補助金は、本年度から町を経由せず、公社へ直接支払われることになったことに伴いまして123万6千円の減。

その下の未来につなぐ森づくり推進事業補助金では、民有林の人工造林に対する補助金で、歳出でも説明しましたが、苗木不足の理由等で事業量が減ったことから128万8千円の減。

5目、教育費道補助金、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業費補助金では、補助に対する調整が入り51万1千円の減。

次に、7目、商工費道補助金の消費者行政活性化事業補助金では、消費者啓発パンフレットに対しまして、道の消費者行政推進事業補助金が採択され10万円の増。

次のページ、14款、3項、1目、総務費委託金の知事・道議会議員選挙委託金では、選挙経費の執行残に伴いまして143万8千円の減。

3目、農林水産業費委託金の道営土地改良事業監督委託金では、道営農業農村整備事業監督等補助業務について、補助監督員の従事日数が増えたことによりまして103万9千円の追加。

その下の15款、1項、2目、利子及び配当金の財政調整基金利子、減債基金利子、社会資本整備基金利子、鉄道跡地整備等基金利子では、各基金の利子の確定による増減となっております。

一番下の表の15款、2項、1目、生産物売払収入の町有林林産物売払収入では、木材価格の市況の上昇に伴いまして896万3千円の追加。

次に、3目の民生費寄付金では、2件分35万円を追加。

次に、4目、教育費寄付金では、1件20万2千円を追加。

次に、5目、消防費指定寄付金では、1件500万円追加で、合計655万2千円の追加となっております。

次に、下の表、17款、1項、1目、財政調整基金繰入金は、補正予算一般財源の調整によりまして4,207万2千円の減。

3目、産業後継者育成基金繰入金は、事業費の確定により38万円の減。

4目、地域活性化基金繰入金は、ホームページシステム更新、小中学校パソコン更新に係る購入費等の事業額の減に伴いまして910万円の減。

次のページの17款、2項、1目、後期高齢者特別会計繰入金は、制度に係る広報掲載により1万4千円の追加。

次に、その下の表、18款、1項、1目、繰越金4,847万2千円の追加は、前年度繰越金の留保分の計上となります。

次に、一番下の表、19款、4項、1目、受託事業収入の草地整備等事業受託金では、畜産担い手育成総合整備事業の事業参加の受託金収入で、事業費確定によりまして40万4千円の減。

次のページ、19款、5項、4目、納付金の雇用保険料個人負担金では、当初雇用予定であった教育専門員の雇用がなかったことから1万1千円の減。

5目、雑入の学校給食材料費では、訓子府高校の生徒数の減によりまして204万3千円の減となっております。

その下の重度心身障害者医療費高額医療費等、それとひとり親家庭等医療費高額医療費等、子ども医療費高額療養費等ではですね、それぞれ制度変更に伴いまして、社会保険から医療費助成と給付調整のため、高額療養費等の差額請求がなくなったことによりまして減となっております。

がん検診等負担金、各がん検診の受診者が少なかったことから12万5千円の減となっております。

それといきいきふるさと推進事業助成事業助成金ではですね、北海道振興協会からですね、助成の採択がありまして100万円の増。

その他雑入につきましては、アートタウンプロジェクトが北海道財団のまちの文化創造事業に採択されまして82万円の増となっております。

次に、一番下の表、20款、町債につきましては、起債対象事業費が確定したことによりまして補正でありまして3,092万3千円の減。

最後に、別に配布の資料1ではですね、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）をご覧いただきたいと思いますが、今回の補正による基金積立の追加を行った後の一般会計の基金保有高見込みにつきましては、右側の下から4行目にありますように38億4,521万円となっております。

また、資料2には、投資的事業の財源内訳を含めた一覧表を作成しましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、令和元年度訓子府町一般会計補正予算（第4号）の内容につきまして、説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第2号 令和元年度訓子府町国民健康保険特別会計補

正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書44ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） それでは、議案書の44ページをお開き願います。

議案第2号 令和元年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、平成31年3月13日議決、議案第8号「平成31年度訓子府町国民健康保険特別会計予算」の名称を「令和元年度訓子府町国民健康保険特別会計予算」とし、当該予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものします。

令和元年度訓子府町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるものとし、今回の補正は、第1条にありますように1,846万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,673万3千円とするものでございます。

2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、45ページの第1表の表のとおりですので、ご覧をいただくこととしまして、内容につきましては、46ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、46ページをご覧いただきたいと思います。

1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、1月末における調定額の状況から推計しまして、1節の医療給付費分現年課税分については336万7千円を追加、3節の後期高齢者支援金分現年課税分は181万2千円を減額、5節の介護納付金分現年課税分も169万5千円を減額し、一般被保険者の保険税総額で14万円を減額するものでございます。

次に、2款、道支出金、1項、1目、保険給付費等交付金、1節、普通交付金につきましては、1月末歳出の2款、保険給付費の決算見込額により1,581万8千円を減額し、2節、特別交付金の道繰入金につきましても、交付金の算定見込み等によりまして253万円を減額するものです。

次に、47ページ、3款、財産収入、1項、1目、利子及び配当金につきましては、財政調整基金の預金利子が確定しましたので、基金利子1万円を追加するものでございます。

次に、4款、繰入金、2項、1目、一般会計繰入金につきましては、それぞれ繰入金の決算見込みによりますけれども、1節の保険基盤安定繰入金につきましては、総額で168万5千円を追加、2節の出産育児一時金繰入金につきましては196万円を減額、3節の財政安定化支援事業繰入金につきましては28万6千円を追加するものでございます。

次に、48ページの歳出でございます。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費の9節、旅費につきましては、他の会議と重なり出席できなかったことや、札幌開催から振興局単位の開催となったことから15万1千円を減額、13節、委託料は、国保事務処理標準システムの保守費用を計上していましたが、基幹系システムの国保分保守サービス内で対応可能となったことから、全額不要になり52万3千円を減額、19節、負担金、補助及び交付金につきましては、国保連合会への国保総合システムの機器更新費用負担金の確定により12万8千円を減額、25節、積立金ですけれども、財政調整基金積立金および基金利子の額が確定しましたので、29万6千円を追加するものです。

これによりまして、資料1をご覧いただきたいと思いますが、令和元年度 財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）ですけれども、下から3行目、国保財政調整基金の令和元年度末の基金は5,389万6千円の見込みとなっております。

次に、戻っていただいて、2款、保険給付費、1項、1目の一般被保険者療養給付費につきましては、1月末時点の実績見込みによりまして1千万円を減額、2目、退職被保険者等療養給付費は153万2千円、3目、一般被保険者療養費については115万3千円をそれぞれ実績見込みにより減額するものでございます。

また、5目の審査支払手数料、役務費の診療報酬審査支払手数料につきましても、1月末時点での決算見込みによりまして19万3千円を減額するものでございます。

次に、49ページです。

4項、1目、出産育児一時金につきましては、1月末の実績分、9件分と今後4件分を見込みまして294万円を減額するものです。

次に、3款、国民健康保険事業費納付金は、道に納めます納付金の確定によりまして、1項、1目、一般被保険者医療給付費分は147万7千円を減額、3項、1目の介護納付金分は22万円を追加するものでございます。

次に、6款、保健事業費、1項、1目、特定健康診査等事業費の13節、委託料につきましましては、特定健診受診者数が予定より少なかったことから94万7千円を減額。

19節、負担金、補助及び交付金は、データ管理システム機器負担金額の確定により12万8千円を減額するものでございます。

次に、50ページの2項、1目、保健事業総務費の19節、負担金、補助及び交付金は脳ドックに係る健康診査助成金ですが、決算見込みによりまして18万7千円を減額するものでございます。

8款、諸支出金、1項、1目、一般被保険者保険税還付金、23節の償還金、利子及び割引料の保険税過誤納還付金につきましては、1月末時点での実績見込みによりまして7万7千円を追加し、3目、償還金の23節、特定健康診査等負担金償還金につきましては、平成30年度の交付を受けております特定健康診査等に係る負担金につきまして、超過交付を受けていたということで、この超過交付分を返還するため29万9千円を追加するものでございます。

以上、令和元年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第3号 令和元年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書51ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） それでは、議案書の51ページをお開き願います。

議案第3号 令和元年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように250万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,423万4千円とするものでございます。

2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、52ページの第1表のとおりでございますので、ご覧いただくこととしまして、内容につきましては、53ページ以降の

事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目の特別徴収保険料につきましては、1月末におけます調定額の状況から推計しまして68万7千円を減額するものでございます。

2目の普通徴収保険料の1節、普通徴収保険料につきましても、同様に推計しまして57万3千円を減額、2節、滞納繰越分につきましては5万円を減額するものでございます。

2款、1項、広域連合補助金、2目の特別調整交付金につきましては、制度周知広報等にかかる経費にかかる交付金としまして補助金が確定したことから、新たに科目を新設するものでございますけれども、こちら議案書55ページにあります、歳出の4款、2項、1目の一般会計繰出金の28節、繰出金の1万4千円、これは町広報誌に掲載しました制度周知等に係る経費としまして、一般会計に繰り出しするものですが、これに対して交付されるものと、あと納付書発送時に制度周知のチラシを同封しておりますことから、総務費の賦課徴収費の通信運搬費に係る経費分として1万円、これらを合わせて2万4千円を計上するものでございます。

53ページに戻っていただきまして、3款、繰入金、1項、1目の保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減額が当初見込みより減となったことから2万2千円を減額するものでございます。

54ページになります。

2目の事務費繰入金につきましては、広域連合事務費納付金の平成30年度の額が確定等によりまして42万1千円の減額と、一般会計から繰り入れすることとしています、同じく55ページ歳出の1款、1項、1目の一般管理費に計上しております事務経費69万4千円の減額、これらを合わせまして112万5千円を減額するものでございます。

次に、5款、諸収入、2項、1目の保険料還付金につきましては、55ページにあります4款、1項、1目の過年度分の保険料還付金の支出に対し、全額が広域連合から補填されることから12万6千円を追加するものでございます。

次に、55ページの歳出です。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費の9節、旅費につきましては、他の用務等で出席できなかったことによりまして8万3千円を減額、14節、使用料及び賃借料につきましては、後期高齢者医療システムのデータ管理を外部のデータセンターに変更することとしましたが、データセンターの利用が本年1月からの運用開始となったことから不用額6万1千円を減額するものでございます。

3款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金の19節、負担金、補助及び交付金の事務費納付金につきましては、広域連合の事務費の清算によりまして42万1千円を減額、保険料等納付金につきましては、納付保険料等の減額分の153万2千円を減額するものでございます。

4款、1項、1目、保険料還付金につきましては、過年度分保険料還付金の増により12万6千円を追加するものでございます。

2項、1目、一般会計繰出金の28節、繰出金につきましては、歳入の交付金のところでも説明いたしましたけれども、制度周知広報等経費に対して交付されます特別調整交付金を充当するもので、一般会計で支出しております町広報誌に制度周知のための記事を掲載しており、その経費分として1万4千円を一般会計に繰り出しするため、追加するもので

ございます。

以上、令和元年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第4号 令和元年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を求めます。議案書56ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） それでは、議案書56ページをお開き願います。

議案第4号 令和元年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように70万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,633万5千円とするものでございます。

2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、57ページの第1表のとおりでございますので、ご覧いただくこととしまして、内容につきましては、58ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、58ページをお開き願います。

1款、保険料、1項、1目、第1号被保険者保険料につきましては、年度途中の資格取得および死亡・転出等により保険料の増減によりまして、1節の特別徴収保険料につきましては241万6千円を追加、2節の普通徴収保険料につきましては511万2千円を減額するものでございます。

2款、国庫支出金、1項、1目、介護給付費負担金につきましては、居宅介護サービス、あと施設介護サービス費等の保険給付費見込額の増によりまして、国の負担割合相当額の123万4千円を追加し、2項、1目、調整交付金につきましても、同様の理由で51万3千円を追加するものでございます。

2目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、事業に要する費用の減額によりまして78万2千円を減額、3目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましても、同様の理由で162万4千円を減額するものでございます。

59ページになります。

4目、保険者機能強化推進交付金につきましては、交付金額の確定に伴いまして5万8千円を追加するものでございます。

5目、介護保険事業費補助金につきましては、こちら歳出の1款、1項、1目、一般管理費内の委託料、介護保険システム改修業務に係る経費が補助金の対象として確定したことから、新たに科目を新設し58万8千円を追加するものでございます。

3款、1項、1目、介護給付費交付金につきましては、保険給付費見込額の増により195万7千円を追加、また、2目、地域支援事業支援交付金につきましては、事業に要する費用の減によりまして84万5千円を減額するものでございます。

4款、道支出金、1項、1目、介護給付費負担金につきましては、居宅介護サービス費や施設介護サービス費等の保険給付費見込額の増によりまして、道の負担割合相当額であります112万2千円を追加するものでございます。

60ページになりますけども、2項、道補助金の1目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金は39万1千円を、2目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付

金につきましては、81万2千円を国庫支出金と同様、地域支援事業に要する費用の減額によりまして減額するものでございます。

6款、繰入金、1項、1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、今年度会計の収支不足額に基金を繰り入れするため243万2千円を追加するものでございます。

2項、1目、一般会計繰入金の1節、介護給付費繰入金は保険給付費見込額の増によりまして90万5千円を追加。

61ページになります。

2節の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）繰入金につきましては、地域支援事業に要する費用の減額により39万1千円を減額。

3節、地域支援事業（包括的支援・任意）繰入金につきましても81万2千円を同様の理由で減額。

4節、その他一般会計繰入金の、事務費繰入金につきましては、事務費の減額等によりまして125万3千円を減額。

5節、低所得者保険料軽減繰入金は、第1段階から第3段階までの軽減分対象者の増によりまして5万6千円を追加するものでございます。

次に、7款、1項、1目、2節のその他繰越金につきましては、年度末の死亡によりまして平成30年度内に還付できなかった未払い分につきまして、歳出還付の財源とするため4万1千円を繰り越すものでございます。

62ページ、歳出の方でございます。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費の14節、使用料及び賃借料につきましては、介護保険システムのデータ管理を外部のデータセンターに変更することにしたけども、データセンターの利用が本年1月からの運用となったことから、不用額70万9千円を減額、19節、負担金、補助及び交付金は、保険者ネットワークシステム機器負担金額の確定によりまして18万2千円を減額するものでございます。

3項、2目、認定調査費の13節、委託料では、認定調査業務の委託調査件数の減によりまして31万5千円を減額。

2款、保険給付費、1項、1目、居宅介護サービス給付費につきましては、通所介護利用者の日数増と、あと介護職員等処遇改善加算が令和元年10月から適用されたことによりまして517万6千円を追加。

5目、施設介護サービス給付費につきましても、同様に135万8千円を追加、63ページになりますけども、9目、居宅介護サービス計画給付費につきましては、ケアプランの作成に係る単価の変更により71万3千円を追加するものでございます。

7項、1目、保険者機能強化事業費の8節、報償費につきましては、介護職員対象のスキルアップ研修会の講師を東京在住の方を予定していましたが、日程が合わず札幌在住の講師に変更したことにより12万3千円を減額するものです。

3款、地域支援事業費の1項、1目、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、決算見込みによりまして、13節、委託料のうち、サービス計画作成業務につきましては53万5千円を減額、19節、負担金、補助及び交付金では、訪問介護・通所介護の介護予防・生活支援サービス事業費249万5千円を減額、2目の一般介護予防事業費につきましては、13節、委託料の運動指導等業務について、運動指導士の派遣要望等の減

によりまして9万8千円を減額するものです。

次に、64ページです。

2項1目、総合相談支援事業費ですけれども、こちらは臨時介護支援専門員の扶養手当の支給が必要となったことから、4節、共済費につきましては1万8千円を追加、7節、賃金につきましては25万8千円を追加し、4目の地域包括支援センター運営費の13節、委託料の地域包括支援センターシステム更新業務につきましては、サーバのOSサポート期間が終了することから、システムの更新費用を計上しましたが、基幹系システム同様に安価な外部のデータセンター利用となったことから、1月分からの利用に係る費用を除いた235万8千円を減額しまして、そして、18節、備品購入費につきましても、データセンター利用となったことで、OSに影響されないことから、既存パソコン等を使用することとなりましたので、全額184万8千円を減額するものでございます。

9目、任意事業費の19節、負担金、補助及び交付金は、こちら実績見込みにより家族介護用品購入費助成金28万8千円を減額するものです。

4款、基金積立金、1項、1目の介護給付費準備基金積立金につきましては、保険者機能強化推進交付金72万8千円を積み立てるものでございます。

この結果、資料1の方をご覧いただきたいんですけども、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況の下から2行目になりますけども、介護給付費準備基金の令和元年度末保有見込額は1,341万円になる見込みでございます。

以上、令和元年度介護保険特別会計の補正予算につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次に、議案第5号 令和元年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書65ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 議案第5号 令和元年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

令和元年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、次に定めるものとしまして、第1条第1項では、歳入歳出それぞれ548万1千円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億331万9千円とするものであります。

第2項では、歳入歳出予算の補正に関連する区分ごとの金額については、次ページの代1表 歳入歳出予算補正によることとしておりますが、その内容につきましては、68ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

第2条では、地方債の補正については、67ページの第2表 地方債補正によることと

しておりますのでご覧いただきたいと思っております。内容につきましては、農業集落排水事業（機能強化対策）、それと個別排水処理施設整備事業の借入限度額をそれぞれ記載のとおり変更しております。なお、起債の方法および利率については変更ございません。

それでは68ページからの事項別明細書について、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、農業集落排水事業と個別排水処理施設整備事業の事業費確定見込みに伴います補正となります。

まず歳入になりますが、1款、1項、1目、農業集落排水事業分担金20万円の減額につきましては、新規接続の戸数が計画の5戸に対し1戸であったことから4戸分の収益者分担金を減額するものです。同じく2目、個別排水処理施設整備事業分担金150万円の増額につきましては、新規接続の戸数が計画の4戸に対し7戸であったことから、3戸分の受益者分担金を増額するものです。

3款、1項、1目、国庫補助金21万4千円の減額につきましては、農業集落排水施設整備更新事業の実施設計委託業務の事業費確定に伴い不用額を減額するものです。

4款、1項、1目、一般会計繰入金であります。今回の補正算定により超過となった一般会計からの繰入金を279万円減額するものです。

次のページ、6款、3項、1目、雑入、7万7千円の減額につきましては、平成30年度消費税の確定により還付の見込みでありましたが、逆に納付の形となりまして減額するものであります。

7款、1項、1目、農業集落排水事業債につきましては、事業費の確定に伴いまして、下水道債10万円、過疎債10万円、あわせて20万円の減額となります。

2目の個別排水処理施設整備事業債につきましても事業費の確定によりまして、下水道債から230万円、過疎債が120万円、あわせて350万円を減額するものであります。

次に、70ページの歳出になります。

1款、1項、1目、一般管理費の23万5千円の増額につきましては、旅費の不要額9万3千円減と水道事業会計繰出金が検針件数増および消費税率の増による32万8千円増との差し引きで23万5千円の増額となります。

同じく2項、1目、農業集落排水管理費の316万9千円の減額につきましては、需用費、消耗品で汚泥を堆肥化した試験運用購入分の減により17万1千円の減、役務費、手数料で処理施設からの汚泥引抜量の減により52万1千円の減、委託料では汚泥堆肥処理の搬入量減による150万円の減を含め186万円の減、使用料及び賃借料23万8千円減、工事請負費37万9千円の減についても、それぞれ執行残となっております。

同じく2目、個別排水管理費の59万7千円の減額につきましては、委託料30万円減、次ページになりますが、原材料費29万7千円減、それぞれ執行残となっております。

2款、1項、1目、農業集落排水事業費の42万9千円の減額につきましては、委託料で農業集落排水施設実施設計業務を契約締結執行残となります。

同じく2目、個別排水処理施設整備事業費の135万1千円の減額につきましては、工事請負費、個別排水処理浄化槽設置工事におきまして、撤去浄化槽の再利用によりまして事業費が圧縮され執行残が生じております。

3款、1項、1目、元金と2目、利子につきましては、長期債の償還利率の見直し、長期債元金が1千円の追加となりまして、長期債利子が4万7千円の減額となるものです。

なお、一時借入金利子につきましては、実績がありませんでしたので全額の12万4千円を減額するものです。

次の72ページの地方債の現在高の見込みに関する調書ですが、今回の補正に伴いまして、令和元年度末現在高見込額は370万1千円の減の4億7,991万円となります。

また、別紙資料の3の方では今回の予算補正に関わります投資的事業の内容を事業ごとに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、令和元年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第6号 令和元年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書73ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 議案第6号 令和元年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明をさせていただきます。

第1条の規定によりまして、第2条では、水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するとしまして、支出では、第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を566万2千円減額、第2項、営業外費用を38万5千円減額し、水道事業費用の総額を1億4,545万7千円とするものです。

次に、第3条では、予算第4条、歳入不足補填額である本文括弧書き中の3,019万9千円を2,828万5千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず、収入では、第1款、資本的収入の第1項、企業債を1,020万円減額、第3項、補償金を44万8千円減額し、資本的収入の総額を9,304万3千円とするものです。

支出では、第1款、資本的支出の第1項、建設改良費を1,256万2千円減額し、資本的支出の総額を1億2,132万8千円とするものです。

第4条では、予算第5条に定めた企業債の事業ごとの限度額を表のとおり改め、限度額の総額を7,520万円とするものです。

次の74ページ、水道事業会計予算実施計画（説明書）になります。

これは一般会計の事項別明細書に当たるものでありまして、内容の説明をさせていただきますが、決算見込額に対する執行残による減額が主なものとなっておりますので、特徴的な部分を説明させていただきます。

収益的収入及び支出ですが、収入については今回補正ございません。

支出になります。

1款、1項、1目、原水及び浄水費につきましては、賃金、備用品費、手数料、それぞれ実績見込みに伴う執行額で、あわせて103万9千円の減額になります。

2目、配水及び給水費につきましても実績見込みに伴う執行残437万円の減額になります。特に工事請負費157万8千円の減額につきましては、消火栓新規2基、更新2基、撤去2基の工事について入札の執行残となっております。

4目、減価償却費、5目、資産減耗費については額の確定により説明欄のとおり増減となっております。

次に、2項、営業外費用につきましては、1目、支払利息、3目、雑支出ともに説明欄の項目について、それぞれ執行がなかったことにより38万5千円の減額となっております。

次ページ、(2)資本的収入及び支出ですが、今年度の予定工事が完了し、事業費が確定したことに伴います収入及び支出の補正になります。

まず収入ですが、1款、1項、1目、建設改良等に充てるための企業債では、各事業費確定に伴い、起債借入額を補正するものですが、今年度は道路改良支障物件移設工事、新設、移設あわせて1件と老朽管工事、更新工事、3件を実施しており、説明欄の増減により、全体では1,020万円を減額するものです。

次の3項、1目、補償金では、道からの工事に対する補償費を工事費確定に伴い補正するもので44万8千円の減額となっております。

次に、支出ですが、1款、1項、1目、施設整備費では、施工区間の減少により110万9千円の減額となります。

2目、施設改良費では、南7線支障物件移設工事では、入札執行による執行残、北1条線老朽管更新工事では、施工区間減少による執行残となっており、全体では1,145万3千円の減額となっております。

次に、76ページのキャッシュ・フロー計算書につきましては、事業ごとの現金の流れを見るための報告書となっておりますが、Ⅰの業務活動では、プラス5,327万5千円、Ⅱの投資活動では、マイナス7,548万1千円、Ⅲの財務活動では、プラス3,062万7千円となりまして、トータルの資金増加は842万1千円となりまして、資金期末残は4億7,707万5千円となっております。

また、別紙資料4の方に今回の補正予算に関わります投資的事業の内容を事業ごとに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、令和元年度訓子府町水道事業会計補正予算(第2号)について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(須河 徹君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括議題の議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の質疑、討論、採決に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に議案第1号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 5番、河端芳恵君。

○5番(河端芳恵君) 5番、河端です。30ページの商工業振興費の中の店舗出店等支援事業補助金なんですけど、この事業については6月の当初で300万円、9月も300万円、12月と、今までに3件あって、今回4件目になるんでないかなと思っておりますが、具体的にどういう系統の店舗で、どういう経過があったのかお聞かせください。今までの3件もどういう店だったのかお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 30ページの商工費、7款、1項、2目の商工業振興対策一般事業、訓子府町店舗出店等新事業補助金300万円ですけれども、今回補正予算提案させていただいている部分については、町内にある病院に併設されていますが薬局でございますけれども、現在経営されている方が3月でやめられるということで、その代わりにその店舗を購入してやられるということで1件分補助計上しております。

それから今までの部分ですけれども、まず当初予算でやっている1件分ですけれども、これは電気店になります。それから9月で補正させていただいている分ですけれども、9月で補正させていただいた時にはお菓子の製造販売やるということで上げてたんですけれども、それにつきましては、相手方の事情により辞退されておりますので、12月にさらにまた300万円補正して、9月分の補正と合わせまして、1件が飲食業、それからもう1件がサービス業、娯楽業ですね、の分を補正予算させていただいています。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。同じ30ページです。今の質問の下なんですけど、プレミアム商品券なんですけど、見込みよりも4割程度の人しか申請なかったということなんですけど、この要因をお聞かせください。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 同じく30ページのプレミアム付商品券事業の減額の理由ですけれども、直接、個人から聞き取りしたりはしてませんので、本当に正確な理由かどうかというの、ちょっと出せないんですけれども、今回、プレミアム商品券ということで、最高で2万円を出すと2万5千円の商品券、5千円のプレミアムが付いてということなんですけれども、まず、一度お金出さないとその分恩恵が受けられないというのが大きいのかなということで、それから今回、非課税分と子育て分ということで二つ分かれてましたけれども、非課税者の対象の部分につきましては、一度、申請書を対象であろう人に申請書を送って、それを記入いただいて役場の方に申請いただくようになっているんですけれども、その申請をしていただいて、後ほど決定して購入引換券というのを郵送するんですけれども、その購入引換券についても、またそれを持って、今度は商工会に商品券を買いに行かなきゃならないということで、ちょっと手間がかかる部分で少なかったのではないかとということで分析はしております。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 1、2、質問したいんですが、18ページになります。まずはじめの方から、18ページの企画費に関することですけれども、地方交通対策事業の負担金、補助及び交付金の中のJR石北線支援負担金として10万円、なってますけれども、もう少し説明をちょっとお願いしたいなという、従来も何かこんなようなあったんですが、こちら辺も含めて、10万円の根拠も含めて説明をお願いしたいということです。

その次ですが、あちこちに飛ぶんですが、29ページになります。農林水産業費の中の

林業費、一番下段、29ページの下段の囲みの中の一番下になりますけれども、民有林振興事業補助金が209万2千円ですか、が減額になっているんですが、この理由が苗木の不足ということで、当初の面積もこなせれないという状況だったとは思いますが、この部分を今後どういうふうに手立てをしていくのか。次年度に向けて同じところをやろうとしているのかどうかも含めてお願いしたいということと、苗木不足の要因なんかは、どういうふうに捉えておられるのか。これはやっぱりずっと今後もこういうことが起こり得る、民有林も含めて町有林も含めて、そういう苗木が不足傾向になっていくのかどうかも含めて、ちょっと今、知り得る状況をお聞きしたいと思います。

それからですね、教育費に関わることなんですが、35ページです。35ページの中学校費ですね、これも枠としては一番下の枠、囲みなんですが、その中の中学校費の需用費の燃料費、重油が増になったということで93万円予算が補正されていますけれども、ほかの状況見てみると、この燃料、いわゆる需用費の減額補正はされていくような中で中学校がこの93万円の増加の要件というか、何と言うか、要因か、これが何か特殊な事業があったのか、そこら辺をちょっとこうどうつかまえておられたのか、お聞きしたいと思います。とりあえずそういうところです。お願いします。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 18ページの2款、1項、8目、地方交通対策事業の負担金、補助及び交付金の中のJR石北本線支援負担金の10万円の内容等でございますけれども、この分につきましては、JR北海道が極めて厳しい経営状態ということで、維持困難線区全体の利用促進を図るという観点で令和元年度と2年度に限ってですね、道と沿線自治体等が一体となって支援を実施するといった目的のものでございます。それでですね、対象としましては、主なものとして、利用促進に資する設備の投資ということで、観光列車の拡充とかですね、車両のフリースペースの設置ですとか、ワイファイの整備とかですね、そういったものをですね、支援しようという内容になってございます。それでですね、事業主体は道と沿線市町村ですね、それで全体で単年度2億円で、道が1億4千万円で、市町村全体で6千万円ということになっております。これはですね、道でまず一括で交付して、その負担金を道が集めるといったことになっております。根拠なんですけれども、各困難維持の本線ですね、区線があつて、石北線につきましては、先ほど申し上げた市町村分の6千万円のうち、1,320万円という割当になっております。さらにですね、この駅のあるところとですね、駅はないけど利用がある町、それと利用が少ない町の区分しまして、訓子府町につきましては、駅はないんですけども一定の利用があるという区分に入って10万円ということになっています。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 29ページ、負担金、補助及び交付金の民有林振興事業補助金の減額に関しましてのご質問でございます。

まず今回の減額の要因につきましては、先ほど来、説明しているとおり苗木不足等による事業面積の減少ということで、当初予算では12.24haの民有林の新植を予定してございましたが、4.47haになりまして、その結果209万2千円の減額と。この民有林振興事業補助金につきましては、森林組合に対する補助金でございまして、個人の方が森林組合にお願いをし、森林組合が施業すると。それに対して町が補助をするというよ

うな、道、それと町が補助するという内容でございまして、今回、苗木不足の要因に関しましてはですね、やはり苗木の生育不足と、それから、それに伴いまして、当然、公共事業の新植等もございまして、うちの町有林もございまして、うちの町有林に関しましては、幸いにして予定どおり新植等は行われたんですけども、やはりなかなかそういう部分で、この地域によりまして、置戸の新生紀森林組合が苗木等を確保していただいて、そちらから買うということになっておりますので、そちらのところの納入が減ってきているという部分だと思います。

それから苗木不足に関しましては、やっぱり気候の変動なのかどうなのかっていうのもあるんですけども、苗木につきましては、1号苗と2号苗というのがございまして、細い苗と太い苗ということで、基本的には太い苗を植えるとそれだけ生育が早いということもございまして、なかなか2号苗が手に入らないというところも一つの要因かなというふうに考えております。

それから今後の見通しの対応という部分につきましてはですね、なかなかやっぱり苗木を生産しているところというのは決まっておりますので、極端に改善するというふうにはなかなかならないと思うんですけども、私どもとしては新生紀森林組合等を通じてですね、道森連ですとか、そういったところに苗木の供給等を今までも行っておりますし、これからもお願いをしながら確保に努めたいというふうに思っております。またこれはあくまでも民有林ということでございまして、あとは個人の方がどういうふうに判断するかというところになるかと思っておりますけれども、そういった部分についても森林組合等と個人の間で新植、それから新たに植えるというようなところの施業の話もなってくるのかなというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 議案書35ページの10款、3項、中学校費の1目、学校管理費の学校維持管理事業の燃料費93万円の補正でありますけれども、中学校の暖房についてはA重油を使用して暖房を行っておりますけれども、この2シーズン、スポーツセンターの代替施設として中学校の体育館を使用しておりました。これが終了したことによって、3年前の量に戻してR元年度の予算については計上させていただいたところですけども、それより建物も段々年数を経過すると燃料費がかさむという一般的なこともありまして、段々燃料にかかる量が増えてきているという状況にあることから、3年前から見ると燃料費の量が増えてきているという現状でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。二つだけお願いします。

34ページ、スクールバス運行費の中のスクールバス運行事業の代替運行業務、それでバスが壊れてレンタカーを借りているという現状がありますけれども、こら辺の実際の状況ならびに今後、故障したバスに関して使えるのか、または新しいのを買わなきゃいけないのか、こら辺の事情をお知らせ願いたいと思います。

それともう一つ、37ページ、スポーツセンター維持管理事業の中でスポーツセンターの需用費が240万円のマイナスということになってますけれども、これはスポーツセンターですから、まだできて何ぼかの世界かなと思うんですけど、これどういう予算をみて、

こんだけ240万円が減っているのか、そこら辺の事情をお願いします。

以上です。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 議案書34ページの同じく10款、1項、3目のスクールバス運行事業の中の使用料及び賃借料の165万円、バスの借上料ということで今回補正をさせていただいていますけども、スクールバスについては4路線走らせています。そのうちの1路線、南訓線というところなんですけども、地区的には清住と西富の一部と豊坂の児童生徒の通学のために運行していますけども、1月22日の日に、中型バスなんですけども、ミッションの不具合によって、走行不能というふうになったということです。その間、町内の整備工場を通じて北見の三菱のメーカーの方に行いましたけども、ちょっと修理に長期間かかっているっていうところです。一般的に部品を調達するにあたっては、ミッションを全て取り替えなければならないという今、現状っていうことです。一般的に部品交換するには、今、中古で出回っている部品を調達して交換するか、メーカーに依頼して部品の生産ラインにのっけて、新しいミッションを製作してもらうかって2通りありますけども、今のところ道内の中古市場のところで部品を調達、探しているという現状です。また新しい生産ラインにのっけて部品を作るということになると、長期間日数がかかるということで、今年度中のものにはならないというようなことも言われておりますし、バスは平成12年車というもので、20年も経過していることから、果たしてその新しいミッションが今の車両に合うかどうかっていうのも確定できないという、保証ができないというメーカーのこともありまして、今は現段階では中古の部品の、道内的な中古の部品の市場をメーカーの方にあたっていただいて探しているということと、中古車の購入ということもちょっと視野に入れながら今、検討しているっていうことです。あまりにちょっと長期間そういったことが解消できないことになると、また新車ということも今度そういったことも考えながら今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。当面、レンタカーを使っただけのバス運行ということで、今は学校が休校していますので、使用することはないんですけども、今後そういうことも考えながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 37ページ、10款、6項、2目、体育施設費のスポーツセンター維持管理事業の需用費240万円の減額についてのお尋ねでございました。スポーツセンターにつきましては、ご存じのとおり昨年新規オープンということで、この需用費、燃料費および電気代、水道代につきましては、設計上の算定した燃料の使用料と、それから電気料の使用料ということで算定をさせていただいたんですが、実際に使ってみますと、思ったほど燃料もそれから電気代もかからなかったということで、これで減額、それぞれ燃料代で140万円、光熱水費、主に電気代ですが100万円の240万円の減額ということでございますのでご理解願います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。17ページの総務費、総務管理費の1款、1目

ですね、社会資本整備基金積立金の内訳をお願いをしたいと思います。

もう1点、28ページ、農林水産業費の農業費の中の農業振興対策一般事業の中の負担金、補助及び交付金の、この外国人調査費の内訳もお願いしたいと思います。

最後にもう1点、32ページ、市町村計画費、5項、土木費の市町村計画費の備品購入費、これストーブ取り替えということでしたが、この内訳も一つお願いします。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 17ページですね、各種基金積立金のうちの社会資本整備基金積立金の内訳でございますが、まず寄付のありました、福祉関係の分で寄付のありました分ですね、この35万円とですね、またこちら教育部門ですね、に向けての寄付ということで70万2千円と、この基金利子ですね、基金利子が今回マイナスの、マイナスというか1万2千円減となっておりますので、その差し引きで69万円。それから一般分としまして寄付が600万円分と利子が2千円減となっておりますので、その差し引きで599万8千円。それから農地整備ですね、資料1の方で載せてございますけれども、こちらで説明した方がちょっと早いので、資料の1のですね、社会資本整備基金の3番目に当たるところですね、これの福祉で積み立てが35万円、教育でこの寄付と利子の差引で69万円、それから一般分の分で先ほど600万円の寄付と基金利子の積み立て分の利子がマイナスになった分を差し引いて599万8千円ですね。それから農地整備の方は利子がマイナスになっておりますので、マイナスの2千円と。それと消防庁舎の分で1億円を政策的に積むといった内容になっております。

○議長（須河 徹君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（大里孝生君） 28ページの6款、1項、3目、農業振興費の北見地区農業振興連絡協議会負担金の内訳について申し上げます。こちらは先ほども労働力確保対策の一環で、その調査を実施したということで申し上げましたけども、この北見地区農振協の組織自体はJAきたみらいと北見市と置戸町と訓子府町、これで組織して負担金もこれで負担をしております。このそれぞれの機関のものでベトナムに外国人労働力の派遣の調査にいったもので、その部分の旅費の負担金の請求がこの内訳です。よろしく申し上げます。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 32ページ、8款、第6項、第1目の町営住宅管理事業の備品購入費の住宅用備品の65万円の追加の内容でございます。これは町営住宅のボイラー、ストーブ等の故障に伴う取り替えでございまして、製造からもう20年以上経っているストーブメーカーについては、もう取り替えということ、部品がないということで取り替えということでやっております。当初、ストーブ7台、それと給湯ボイラー5台等で195万円の予算をみておりましたが、1月末現在ですね、ストーブが11台、台所レンジフード1台、ロスナイ1台、石油給湯器1台、ガス給湯器2台、合計16台の故障、取り替えということで242万円ということになっております。今後さらに2月、3月にストーブ1台18万円を見込みまして、合計260万円ということで、その差し引き分ですね、65万円の追加補正とさせていただきます。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

西山由美子君。

○10番(西山由美子君) 10番、西山です。22ページ、第3款、1項、1目、社会福祉総務費の中の自立支援サービス事業の扶助費、それぞれの見込み件数と実績件数を教えてください。

それから、25ページです。第4款、第1項、1目、妊婦健診の審査事業の委託料ですが、令和元年度の妊婦健診の受けた人数を教えてください。

それから、その下の発達支援事業、きらりへの支援事業ですが、これも見込み件数と実績を教えてくださいと思います。

○議長(須河 徹君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(谷方幸子君) それでは、22ページ、第3款、第1項、第1目の自立支援サービス事業、この扶助費のそれぞれの実績等を聞かれたご質問でございました。

これに対しましては、介護給付費、これが9,756万9千円、これを決算見込みとしておりました、当初予算に対しまして、407万円の減となっております。これは全体が652か月でみておりましたが、640月と実績を見込んでおります。

そして、続きまして、訓練等給付費、この決算見込額は8,715万1千円、当初よりも280万9千円の減となりました。これも全体の当初592か月を556月と見ております。

そして、特別障害者特別給付費、これにつきましては、決算見込額を511万9千円と見込んでおります。当初に対しまして198万1千円の減となっております。これも件数でいきますと476件が468件と、それぞれ実績が当初よりも落ちております。

続きまして、25ページ、4款、第1項、1目の妊婦健康診査事業、この令和元年度の実績のご質問でございました。これにつきましては、決算見込みで、妊婦健診の方が現在36人と見込みで6人がおります。そして交付済額と今後の見込額を合わせまして217万3千円を見込んでおります。あわせて産婦健診もありまして、これは、産婦健診は30人掛ける2で見ておりましたが、24人掛ける2で24万円と見込んでおります。

以上です。

○議長(須河 徹君) 子ども未来課長。

○子ども未来課長(山本正徳君) ただいま、25ページ、4款、第1項、1目の発達支援事業、北見市の子ども総合支援センターきらり発達支援事業の委託料の50万1千円の部分での見込みと実績等のご質問がありました。

まず今回の減額の要因といたしましては、当初予算では8名を見込んでいたところ、実績として6名に減ったという形の分が要因となっております。それで内容としましては、併行教室が4名で言葉の相談室が2名の通所となっております。金額的ににつきましては、決算の見込額につきましては、委託料の部分では94万3,400円を見込んでおりました、当初予算からの差引50万1千円を減額するものでございます。

○議長(須河 徹君) ご質疑ありませんか。

4番、谷口君。

○4番(谷口武彦君) 4番、谷口です。18ページの企画費の中のまちづくりパワーアップ特別支援事業ということで補助金の方がマイナス50万円ほど減額になっていますが、1件もなかったということですが、そのなかった事業、それから他の事業の内訳何かかわ

かれば教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 18ページの企画費のまちづくりパワーアップ特別対策事業ですけれども、この部分につきましては、地域活性化チャレンジ事業というのがですね、事業時の応募自体はあったんですけれども、提案内容がですね、この事業の採択内容にまでちょっと至らなかったという内容でしたので、結果としてなかったということになります。他の事業につきましては、コミュニティ活動活性化、それからコミュニティ施設整備事業、それからわくわく地域づくり事業につきましては、所管が分かりますので。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ただいまの関係で、まちづくりパワーアップ補助金の関係ですけれども、町民課主管では、活性化事業と施設整備事業を行っています。施設整備事業については、実績としてはですね、121万7千円ということになっております。活性化事業においてはゼロです。

以上です。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） まちづくりパワーアップ特別対策事業の中で社会教育課所管のものにつきましては、わくわく地域づくり活動支援事業というのがございます。令和元年度につきましては4件、支出交付額につきましては29万1千円ということで行っております。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第1号の質疑を終了いたします。

次に、議案第2号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第3号の質疑を終了いたします。

次に、議案第4号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第4号の質疑を終了いたします。

次に、議案第5号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第5号の質疑を終了いたします。

次に、議案第6号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、議案第6号の質疑を終了いたします。
以上をもって質疑を終了いたします。
これより、一括議題の討論を行います。
討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより一括議題の議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の採決をいたします。
討論のなかった案件については、一括採決をいたします。
議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。
よって、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は、いずれも原案のとおり可決されました。
ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時10分

- 議長(須河 徹君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎町政執行方針、教育行政執行方針

- 議長(須河 徹君) 日程第11、町政執行方針、教育行政執行方針に入ります。
お諮りいたします。

午前中に町長および教育長から議長に対し、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、濃厚接触時間短縮の観点から、町長からの町政執行方針および教育長からの教育行政執行方針につきまして、事前に議員の皆さまに配布していること。町民の皆さまに対しては、この後、町広報紙折り込み等により、執行方針の全文を掲載し周知することから、今定例会においては、執行方針の最初の基本姿勢等についてのみの発言として、全文の読み上げは省略したい旨の申し出がありました。

この申し出のとおり全文の読み上げは省略して、この執行方針を受けることといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。
よって、町長および教育長からの申し出のありましたとおり全文の読み上げは省略して

の町政執行方針および教育行政執行方針を受け取ることに決定いたしました。

それでは、菊池町長から町政執行方針、林教育長から教育行政執行方針がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） それでは、ご理解をいただきましたので、私の方から令和2年度の町政執行方針について述べさせていただきます。

私は昨年4月21日執行の訓子府町長選挙におきまして、無投票ではございましたが、町民の皆さまの負託を賜り、4期目の町政執行の責任を担わせていただき、早いもので1年になろうとしております。

4期目の町政にあたっては「みんなで創る『訓子府の元気』」の歩みを止めることなく、町民の皆さまとともに「すべての町民にやさしい町づくり」を目指すことを目標に掲げ、この1年間、皆さまのご理解をいただきながら町政運営に取り組んでまいりました。

令和2年第1回定例町議会の開会にあたり、本年度の町政執行方針を申し上げ、町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町政執行に臨む基本姿勢。

はじめに、町政執行に臨む基本姿勢を申し上げます。

国は、TPP11をはじめ、日欧EPA、日米貿易協定など自由貿易経済圏の拡大を強力で進めています。

経済のグローバル化の進展に止まらず、人・情報など世界の動きが直接私たちの生活に大きな影響を与える時代を迎えています。

最近では、中東情勢の緊張による原油高、中国発症の新型感染症による世界的な流行などにより、政府が成長戦略の柱に掲げた観光ビジョンは、訪日客の足止めにより業界などに大きな影響も発生しています。

そのような時代の中にあっても、基幹産業の農業を発展させ、教育、福祉を充実させ、町民が安心して暮らせるまちを築いていくとともに、このまちの未来を子どもたちに繋いでいかなければなりません。

5年前に国を挙げて推進したまち・ひと・しごと地方創生戦略は、昨年度が最終年度であり、依然として東京への人口集中は避けることができない中、若者を中心とした地方での就業の関心が高まっていることも事実であり、昨年、令和時代の新たな飛躍に向けた第2期の「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を閣議決定し、第1期で掲げた「地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする」「地方への新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」および「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」といった四つの基本目標を継続し、次のステップに向けた歩みを確かなものとし、地方創生のより一層の充実・強化に取り組んでいくことが示されました。

人口減少で申し上げると本町においても第1期地方創生戦略期間でおよそ400人弱の減少を数え、一昨年12月には5千人を割る人口となりました。

本町の第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおいても20年後には約3,500人の将来人口の展望を推計しています。

日本全体が人口減少の局面に入中、本町での人口減少は避けることはできませんが、

少ない人口だからできる「町民が主役の、町民による、真の地方自治」を追求していく必要があります。

本年度は次に申し上げる三つのことを基本に町政にあたってまいります。

一つ目は、第2期訓子府町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進であります。

第2期総合戦略では、国と同様に「力強い農業としごとを創る」「安心して子どもを産み、育てることができる環境を創る」および「健康で安心して住み続けることができる環境と人のながれを創る」という三つの基本目標をさらに進化・加速させるため、新たに起業・創業と雇用の創出を計画し、日常生活に欠かせない不足業種の充足、テレワークによるサテライトオフィスの設置や地域おこし協力隊による新たな視点でのまちづくりを掲げ、環境整備に取り組むとともに、UIJターン新規就業支援事業による就業者および起業者を支援し、関係人口の創出・拡大に努めてまいります。

第1期総合戦略では、空き家バンクや民間提案型住宅などで他地域からの移住もみられましたし、昨年末には首都圏の女性から「こども園」で働きたいといった連絡を受けるなど、若者の地方での就業の関心は高まっていると実感するところであり、町の魅力の発信やトップセールスが必要な場合もあると考えています。

二つ目は身近な課題に向き合う町民に寄り添った町政の推進であります。

子育て支援、教育の充実、就業など若い世代が抱える課題、医療・介護・福祉サービスの維持、拡充、生活交通の確保など、高齢者や障がい者が抱える課題、これらの町民から寄せられる身近な課題に向き合い、町民に寄り添い、町民とともに、町民が安心して暮らせる活力に満ちた町を築いてまいります。

三つ目は未来の子どもたちに繋ぐ町政であります。

令和2年は訓子府が生まれて100周年、町制施行70年の節目の年であります。

大正9年置戸村から分村当時の人口は6,592人、昭和26年の町制施行当時の人口は1万925人と現在とは人口や構成も大きく異なっていた時代の方々の本町の黎明期を支え、幾多の困難を乗り越え^{こんにち}今日の訓子府町に発展しました。

全町挙げて先人に感謝し、その偉業を称え、お祝いしたく、記念式典の挙行や町民の方たちが主体的に行う事業を支援してまいりたいと考えております。

「訓子府消防組」発足から105年を迎え、未来永劫、町民の生命、財産を守り、安心と安全を確保する消防署員、消防団員の任務は大変重要であります。

その基盤となる現在の消防庁舎は、建設から半世紀あまりが経過し、老朽化や狭あいなどにより大型化する消防車両の更新、各地での頻発する想定を超える大雨被害への対応など多くの課題を抱えています。

災害発生時に重要拠点としての機能が確保される位置への消防庁舎の移転建設を開町100周年・町制施行70年にふさわしい事業として着手し、未来に向けた町民の安心と安全を確保してまいります。

本町の^{いしづえ}礎を築かれた先人の「勇気」と「志」に学び、全町民で節目の年を盛り上げ、まちの輝かしい未来に向けて邁進してまいります。

以下、主な施策等については省略をさせていただきます。

最後のページのむすびでございます。

以上、私の基本姿勢と令和2年度の主な施策の一端を述べさせていただきました。

2020年は半世紀を超え東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。

本町にとりましても開町100周年・町制施行70年の節目の年を記念し、町民オリンピック、開基100年の平成8年に埋設されたタイムカプセルの開封のほか、記念式典の幕開けを飾る「開町100年の歌」を制作するなど町民の皆さまとともに先人を敬い、歩んできた歴史を改めて振り返りながら開町100年の歌とともに未来の子どもたちにバトンを繋いでまいります。

令和2年は、第2期教育大綱をはじめとした、第2期訓子府町社会教育中期計画、第2期訓子府町子ども・子育て支援事業計画がスタートし、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険計画などを策定する変革の年度でもあります。

そのような中、第32次地方制度調査会では「圏域行政」「広域行政」などの法制化のほか「コンパクトシティ」などの議論が進んでいます。

夏頃には一定の報告書が示されると思いますが、地方自治を根幹から揺るがず課題には、全国、全道町村会とともに慎重かつ毅然と反対の姿勢を主張してまいります。

そのような課題も見据え、第5次行政改革大綱の策定においては、定年延長、再任用職員、会計年度任用職員などの人事制度の改革による職員定数管理や多様化する住民ニーズや新たな課題に迅速に対応できる組織、機構への再構築を検討してまいります。

いずれにしましても、山積する多くの課題にひるむことなく、この町に住むことの喜び、幸せを実感し、若者たちが魅力的に思える町づくり、私が掲げた政策目標「すべての町民にやさしい町づくり、みんなで創る訓子府の元気」の歩みを止めることなく、持てる力の限りを尽くしてまいり決意であります。

町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 令和2年第1回定例町議会の開会にあたり、訓子府町教育行政の執行に関わる主要な施策について申し上げ、町民の皆さまならびに町議会の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成から令和と時代は進み、今日の我が国はグローバル化が一層進展し、AIなどが新たな価値を生み出す時代となりました。さらに、本年、訓子府町は開町100周年、町制施行から70年を迎え、これからの未来に向かって新たな一歩を踏み出していく年となります。

この未来を担っていくのは、大きな可能性を秘めた子どもたちであり、地域の発展を支える人づくりのために、先人が積み重ねてきた素晴らしい財産を継承し「教育は人づくり」の視点に立ち、誰もが安心して子育てできる環境づくりや未来を担う子どもたちが、夢や希望を実現できるよう、また、誰もが生涯にわたって心豊かに健康で暮らしていける教育環境づくりに努めてまいります。

教育行政執行方針の基本的な考えについて申し上げます。

令和という新しい時代を迎え、大きく変化する社会環境の中で、ますます複雑化、多様化する教育課題の解決のため、町の教育、学術および文化の振興の方針を定めた「第2期訓子府町教育大綱」に基づき、基本目標である「学校教育」「子育て支援・幼児教育」「社

会教育」との連携を図りながら、地域の力を高め、子どもたちの成長に合わせた環境づくりや次代を担う子どもたちを地域全体で守り育て、子どもたちが生き生きと自分らしくたくましく成長できるよう、地域の教育力を高めてまいります。

また、文化・芸術・スポーツなどを通して、町民一人一人が心豊かに生きがいを持てる生涯学習活動を推進し、活力ある地域社会を形成することのできる教育行政の推進に努めてまいります。

主要施策については、省略させていただきます。

最後のページになります。

以上、令和2年度の教育行政に関わる主要施策について申し上げます。

町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政の執行方針といたします。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、町政執行方針、教育行政執行方針を終了いたします。

◎議案第13号、議案第16号、議案第18号、議案第 7号、議案第 8号、議案第 9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号

○議長（須河 徹君） この際、日程第12、議案第13号、日程第13、議案第16号、日程第14、議案第18号、日程第15、議案第7号、日程第16、議案第8号、日程第17、議案第9号、日程第18、議案第10号、日程第19、議案第11号、日程第20、議案第12号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第13号 訓子府町史編さん委員会条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書77ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案書の77ページをお開きください。

議案第13号 訓子府町史編さん委員会条例の制定について。

訓子府町史編さん委員会条例を次のように制定するものでございます。

訓子府町史につきましては、平成10年に「続訓子府町史」を刊行以来、22年が経過することから、本年度、開町100周年・町制施行70年を記念して町史編さんに着手し編さんを推進するため、訓子府町史編さん委員会条例を制定しようとするものでございます。

記以下の説明につきましては、次の78ページをお開きください。

訓子府町史編さん委員会条例。

第1条では、訓子府町史編さんを推進するため、訓子府町史編さん委員会を設置するものであります。

第2条は、委員会の任務として第1号で町史の編さん計画に関すること。第2号で町史の刊行に関すること。第3号でその他町史編さんに関することを規定しております。

第3条は、委員会の委員の委嘱について。第1項第1号で町議会の議員2名、第2号で常勤の町特別職2名、第3号町教育委員会委員1名、第4号で産業経済団体の役員2名、第5号で学識経験を有する者として若干名を規定し、第2項で委員の任期を町史編さんが

終了するまでと定めております。

第4条では、委員長、副委員長、委員長の職務代理者を規定し、第5条で会議の招集及び委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないことを規定をしております。

第6条で、専門的な事項についての調査、審議のために専門委員会を設けることができることを規定し、第7条で、委員会の庶務を総務課で処理することを規定し、8条では委員会に関する必要な事項を別に定めることを規定をしております。

次に、附則となります。

1項で、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

第2項で「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表1中スポーツ推進委員の項の次に、町史編さん委員会委員、日額7,000円、町職員の旅費相当額を加えるものがございます。

以上、議案第13号 訓子府町史編さん委員会条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書82ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案書82ページをご覧ください。

議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定するものがございます。

時間外勤務手当等の算定にかかる勤務1時間あたりの給与額の算出方法について、「寒冷地手当を算入すること」を適切に対応するよう通知があったことから、職員の給与に関する条例を改正しようとするものがございます。

記以下の説明をさせていただきますので、次の83ページの職員の給与に関する条例の一部改正（案）新旧対照表をご覧ください。

左側が改正案、右側が現行でございます。下線部が今回の改正部分となります。

第11条中「給料の月額」の次に「及び寒冷地手当の月額の合計額」を加え、漢字の「但し」をひらがなの「ただし」に改めるものがございます。

下段になります。

第14条中「給料の月額」の次に「及び寒冷地手当の月額の合計額」を加えるものがございます。

次に、ページを戻っていただき、82ページの下の中段ぐらいに、附則となります。

この条例については、令和2年4月1日から施行するものがございます。

以上、議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第18号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書86ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 議案書 86 ページをお開き願います。

議案第 18 号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町介護保険条例（平成 12 年条例第 11 号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

このページの一番下の説明欄にありますように、昨年 10 月の消費税 10% 引き上げに伴い、令和 2 年度におけます低所得者への保険料軽減賦課に関する措置について、定めるものでございます。

それでは、記以下について、説明させていただきます。

訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例。

訓子府町介護保険条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきたいと思っております。

87 ページをご覧くださいと思います。

上の表でございますけれども、新旧対照表を載せてございますけれども、表の右側が現行、左側が改正案となっております、改正部分に下線を引いてございます。

第 3 条、第 1 項では、第 7 期介護保険計画期間における元号について、令和 2 年度に改めるものでございます。

第 2 項以降の改正内容につきましては、下の「第 7 期介護保険料」の表の方をご覧くださいと思います。

こちらは左側が現行、右側が改正案となっております、それぞれの保険料率と年額保険料の対比となっております。

昨年、第 1 段階のみであった低所得者への保険料軽減強化の対象等を第 3 段階までに拡充、令和 2 年度に消費税引き上げにおける公費投入による低所得者への保険料軽減措置を完全実施するもので、表のとおり、年額保険料が第 1 段階では、2 万 1, 900 円から 1 万 7, 500 円に、4, 400 円の軽減、第 2 段階では 3 万 6, 400 円から 2 万 9, 100 円に、7, 300 円の軽減、第 3 段階では 4 万 2, 200 円から 4 万 800 円に、1, 400 円の軽減を図るための改正となります。

86 ページにお戻りいただきまして、下段になります。

附則でございますけれども、第 1 条は、施行期日の規定でございますけれども、介護保険法施行令の公布前であるため、この条例の施行期日につきましては、規則において委任することとしてございます。

第 2 条は、条例第 3 条に規定します保険料の適用につきましては、経過措置となっております。

以上、議案第 18 号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第 7 号 令和 2 年度訓子府町一般会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書 2 ページです。

副町長。

○副町長（森谷清和君） 議案第 7 号 令和 2 年度訓子府町一般会計予算について提案説

明いたします。

内容につきましては、事前にお配りしております「予算書」とそれから「各会計予算案の説明資料」この2冊によって説明いたします。

なお、説明の中で前年度あるいは昨年と表現する部分につきましては令和元年度を、本年度あるいは今年と表現する部分につきましては令和2年度を指しておりますので、ご了解願います。

それでは、はじめに各会計予算案の説明資料をご覧いただきたいと思います。

まず、1ページから4ページまでは、予算案の概要について記載しております。

国の地方財政対策についても触れておりますが、本町の歳入の大きな割合を占める地方交付税に関しては、地方法人税の偏在是正措置による財源を活用して地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する「地域社会再生事業費」が創設されるなど、出口ベースで1兆6,882億円と前年度比2.5%の伸びとなっておりますが、特に普通交付税につきましては、費目によって人口構造や集積度、成果に応じた算定方法に見直されるなど、単純に対前年度からの伸びを予算に反映できない状況となっております。

これらも踏まえ、本町の令和2年度予算編成にあたり、一般会計においては、事業の先送りや手法の見直しなど、調整を行ったところがございます。歳入において、5億2,688万4千円の財源不足が生じ、臨時財政対策債を除く地方債2億4,050万円の発行、特定目的基金、財政調整基金合わせて2億8,638万4千円を基金から取り崩し、財源不足を解消することとしております。

こうした厳しい状況にありますが、訓子府町総合計画の重点プロジェクトである、人を育てるまち、強いまち、安心して住み続けられるまちづくりを意識して予算編成に努めました。さらに今年は、開町100周年・町制施行70年の節目の年であり、多難に満ちた歴史の中でふるさと訓子府を築いてこられた先人に感謝し、将来のまちづくりへの士気を高めるため周年事業の予算も盛り込んでおります。

この結果、一般会計の歳入歳出予算総額は、43億100万円となり、前年度当初予算と比較し1億3,550万円、3.3%の増、なお、前年度は統一地方選挙の年で当初予算が骨格予算でありましたので、昨年6月の定例町議会における補正後の額と比べますと1億3,349万1千円の減、率にして3.0%の減となっております。

その款ごとの予算額と伸び率は、5ページをご覧いただきたいと思いますが、5ページの下段の2.一般会計歳出目的別内訳で見ますと、総務費では、開町100周年・町制施行70年記念事業、防犯カメラ設置事業、北見バスの車両購入費補助金などの計上がありますが、前年度実施の庁舎内外パソコン更新、住民税システム改修、各種選挙執行経費分などが減額となり、対前年度19.6%の減。

衛生費では、PET-CTがん検診費用助成事業の創設、葬斎場修繕などにより対前年度6.9%の増。

農林水産業費では、第4期農業基盤整備事業の大幅な増加、町営牧場作業機械更新や場内設備整備などに伴い、24.5%の大幅な増。

土木費では、幸栄団地建設費の減に伴い、対前年度比13.4%の減。

消防費では、前年度実施の公共施設等公衆無線LAN環境整備事業分が減となり、対前

年度比7.9%の減。

教育費では、小中学校教育用コンピュータ更新事業およびスポーツセンター外構工事の完了に伴い、対前年度比15.9%の減となっております。

次に、8ページをご覧いただきたいと思いますが、8ページには、人件費の資料を載せてありますが、前年度まで物件費などに性質区分していた臨時職員の賃金等について、本年度から会計年度任用職員制度が施行となり、人件費として区分されることとなり、この分を加えた表の作りとなっております。

中段からやや下の職員計(A)の合計欄をご覧いただきたいのですが、前年度と比べ1,069万5千円の減、下から4段目に会計年度任用職員計(B)というのがありますが、これは従来の臨時職員関係経費で2億4,319万2千円となっております。

なお、前年度まで物件費等のため、ここには載っておりませんが、前年度の経費と比較しますと2,691万1千円の増となっております。

議員および各種委員の人件費は、下から3行目のA・B以外の報酬・共済費(C)となっております。

下から2行目が合計額となっており、左から4列目の差引欄をみますと会計年度任用職員分が反映されたため2億3,105万5千円の増となっております。

なお、一番右の列には、消防職員の人件費を参考までに掲載しております。

次に、9ページには、基金の保有状況を一覧にしたものでありますが、表の下から4段目の一番右側にありますように、本年度末の基金保有見込額は、一般会計の計で35億9,263万8千円となります。

10ページからは投資的事業を、15ページからは補助奨励費を、19ページからは扶助費の内訳と事業の内容を一覧にしております。

22、23ページには債務負担行為の本年度支出予定額、24ページには引き上げ分の地方消費税交付金の用途を載せてございます。

42ページ以降には、事業箇所図を添付しておりますので、ご覧をいただくこととし、これ以降は予算書によって説明してまいりたいと思います。

それでは、予算書の方、ご覧いただきたいと思いますが、予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号 令和2年度訓子府町一般会計予算。

令和2年度訓子府町一般会計予算については、次に定めるものとし、第1条第1項では、歳入歳出それぞれ43億100万円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次のページから12ページにあります第1表 歳入歳出予算によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容につきましては、後ほど事項別明細書の中で説明させていただきます。

2ページですが、第2条の債務負担行為と第3条の地方債について定めておりますが、これについても後ほど第2表と第3表で説明させていただきます。

次に、第4条では、一時借入金の借り入れ最高額を5億円と定めております。

それでは、13ページの方をお開きいただきたいと思います。

13ページには、第2表が載っておりますが、第2表は、債務負担行為の内容を載せて

いますが、本年度につきましては5件となります。

内容をご覧のとおりでございますが、特に、5段目のスクールバス更新事業については、購入期間が2年間に及ぶため、期間を令和2年度から令和3年度、限度額を2,578万9千円とするもので、本年度新たに計上するものでございます。

次に、14ページには、第3表 地方債の起債の目的、借入限度額、利率、償還方法を載せてあります。目的別の限度額の内容であります。起債の本数は9本で、限度額の総額は3億2,050万円となります。

次に、15ページからは、事項別明細になります。15、16ページは歳入歳出の款別の予算額を掲載してありますので、これはご覧をいただくこととし、17ページ以降の事項別明細書の説明に移りたいと思います。

17ページになります。

なお、事項別明細書につきましては、歳入歳出とも特徴的な部分や増減の大きなものを中心に説明させていただきますのでご了承ください。

また、歳入では、新たに「6款 法人事業税交付金」が新設され、以降、一つずつ款が繰り下がっております。

歳出では、会計年度任用職員制度の施行に伴い、7節の賃金への計上がなくなり、1節、報酬、または2節、給料、3節、手当等、9節、旅費に計上、社会保険料等は従来どおり4節、共済費に計上されます。

これに伴い、9節、旅費の費用弁償につきましては、会計年度任用職員の通勤手当が通勤費用弁償、出張旅費は出張費用弁償、農業委員の町内現地視察・交通安全指導員の出役手当はその他費用弁償に区分させていただいて表記しておりますのでご了承をお願いします。

さらに、事務の所管替えや室の設置、事業数が増えすぎている実態などを踏まえまして、歳出予算の事業区分を整理し、211事業から173事業に再編しておりますので、あらかじめご了承願います。

このため、前年度の事業と本年度の事業に係る予算が単純に比較できないものもありますのでご理解願います。

それでは、歳入の説明に入ります。

1款、1項、1目、町民税、個人では、均等割においては、納税義務者数の減に伴い15万7千円減の864万5千円、所得割は平成26年から前年までの平均、なお農業所得は、前年と前々年の生産額を比較し、課税標準額を算出、譲渡所得も過去6年間の平均に税率を乗じ、住宅ローン控除減額分につきましては前年度実績額に徴収率99%を乗じ、これら合計で前年度に比べ731万9千円増の2億3,949万7千円、均等割と合わせまして2億4,854万2千円を計上しております。

次に、その下の2目、法人では、1法人減の89法人分、昨年10月以降分から税率が12.1%から8.4%に改正となり、対前年度218万6千円減の2,671万2千円を計上。

次に、下の表の2項、1目、固定資産税では、法人所有の建物や牛舎の建設、農業機械や太陽光発電関連施設導入などにより、家屋と償却資産の課税標準額が伸びたことなどによりまして、対前年度976万8千円増の2億3,428万8千円の計上。

次に、19ページになります。

上の表の3項、軽自動車税の1目、環境性能割では、年間新車取得台数実績に基づき9万1千円、2目の種別割では、昨年11月時点の課税台数を基に算定し1,998万1千円を計上。

次に、その下の表の4項、1目、町たばこ税では、昨年10月以降、紙巻きたばこ・旧3級品製造停止のため173万3千円の減収を見込み3,172万4千円を計上。

次に、21ページの上段になりますけども、2款、1項、1目、地方揮発油譲与税では、国の地方財政計画、これから「地財計画」と呼ばせていただきますけども、地財計画を参考に前年度決算見込みの3.8%減少を見込み2,100万円を計上。

次に、2段目の2項、1目、自動車重量譲与税についても、前年度決算見込み額の3.8%減少を見込み5,600万円を計上。

次に、3段目の3項、1目、森林環境譲与税については、前年度補正にて計上したのですが、本年度は当初から計上することとしまして359万4千円を計上しております。

次に、23ページの上段になりますが、6款、1項、1目、法人事業税交付金、これにつきましては、新たな交付金で、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴い、市町村分の法人住民税法人割の減収分を措置するもので、法人事業税の一部が北海道から交付されることとなっており、減収相当額250万円を計上。

以降、款の番号が前年度と比べ、1款ずつ繰り下がっておりますのでご了解いただきたいと思えます。

次に、2段目の7款、1項、1目、地方消費税交付金では、地財計画を基に算定しまして、3千万円増の1億2千万円を計上。

次に、3段目の8款、1項、1目、環境性能割交付金は、前年度、自動車取得税交付金として計上し、節で環境性能割と両方を計上しておりましたが、昨年10月から環境性能割交付金に完全移行となりましたので、目名を変更し、前年度決算見込額の1千万円を計上しております。

1段飛びまして、10款、1項、1目、地方交付税です。

普通交付税については、幼保無償化、会計年度任用職員期末手当分への措置などを勘案し、2千万円増の18億6千万円の計上。特別交付税につきましては、前年度実績を勘案し、3千万円減の1億2千万円の計上となっております。

次に、25ページになります。

1段目の表、12款、1項、1目、農林水産業費分担金では、右の説明欄にある道営事業の農家分担金としまして4,009万4千円を計上しております。

次に、ページめくっていただきまして、27ページの1段目の表の13款、1項、7目、教育使用料の1節、こども園使用料のうち、こども園保育料では、幼児教育・保育の無償化に伴い、前年度と比較し2,428万円減の462万6千円を計上。

また、3節の保健体育使用料では、新スポーツセンターの利用者が予想を超えて多いため、その分を反映し、全体としまして、対前年度61万8千円増の534万1千円を計上。

次に、29ページになりますが、29ページの14款、1項、1目、民生費国庫負担金のうち、4節の介護保険低所得者保険料軽減負担金については、消費税10%への引き上げに伴い保険料の軽減対象が第3段階まで拡大されましたが、この軽減額に対する2分の1を国が負担することから、その分として159万円を計上。

次に、下の表の2項、1目、総務費国庫補助金の戸籍情報処理システム改修補助金は、戸籍法の改正により、令和6年から本籍地以外の市区町村のデータ参照を可能とするシステムへの改修経費に対する100%の補助で149万6千円を計上。

3目、衛生費国庫補助金のうち感染症予防事業費等補助金は、風疹の追加的対策として風疹抗体検査に要する経費の2分の1の補助で46万6千円を計上。

4目、土木費国庫補助金の1節、住宅費補助金のうち公営住宅整備事業費補助金は、前年度、幸栄団地1棟4戸の建設と1棟4戸の改修がありましたが、本年度は幸栄団地1棟4戸の改修と穂波団地改修に係るものということで、補助金1,617万円を計上。

また、2節、道路橋梁費補助金では、橋梁3橋の長寿命化事業と道路ストック点検事業に係る補助金5,818万8千円を計上。

31ページになります。

31ページの1段目の表で消防費国庫補助金は、前年度、無線システム普及支援事業等補助金を計上していましたが、事業を完了しておりますので、本年度は廃目となっております。

次に、2段目の3項、1目、総務費委託金では、前年度の参議院議員選挙委託金がなくなりまして、509万円の減額。

次に、33ページになります。

33ページ、上段の表の15款、1項、1目、民生費道負担金のうち、5節の介護保険低所得者保険料軽減負担金は、国庫負担金のところでも内容を説明したところですが、北海道につきましては、軽減額の4分の1を負担することとなり79万5千円を計上。

次に、下段の表の2項、1目、総務費道補助金のうち、森林環境保全整備事業補助金については、町有林、保安林とも事業面積が増えまして771万3千円増の2,231万3千円を計上。

2目の2節、児童福祉費補助金のうち、35ページになりますけども、35ページの説明欄、36ページ側になりますけども、説明欄の上から2行目の多子世帯保育料軽減支援事業費補助金につきましては、前年度、歳出とともに留保されており、本年度は169万1千円を計上。

5目、1節、社会教育費補助金の学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業費補助金につきましては、指導員賃金が補助対象となるか現時点で不透明な部分がありますので、その分を減額しまして122万9千円を計上。

次に、2段目の表の3項、1目、総務費委託金については、知事・道議会議員選挙委託金がなくなったことにより105万7千円減の1,135万3千円を計上。

2目の農林水産業費委託金の道営土地改良事業監督委託金は、監督日数が30日から100日に増えることを見込んで198万1千円増の282万9千円を計上。

次に、一番下の表の16款、1項、1目、財産貸付収入は、前年度同様、町有住宅、土地、建物の貸付料617万9千円を、2目では、各種基金の利子281万9千円を計上しております。

次に、37ページになります。

37ページの2段目の表の16款、2項、1目、生産物売払収入の町有林産物売払収入では、皆伐分が4,100万円、間伐分1,778万円、合わせまして5,878万円

を計上しております。

3目、物品売払い収入の下の有価証券売払収入が載っていますが、前年度、道内7空港の運営一括民営化に伴う女満別空港ビル株券の譲渡収入を計上してはりましたが、本年度につきましては廃目となっております。

3段目の表の17款、1項、寄付金のうち、2目、総務費寄付金のふるさとおもいやり寄付金につきましては、制度の厳格化によりまして減収を見込み、対前年度300万円減の2,500万円を計上。

その下の表の18款、1項、基金繰入金のうち、1目、財政調整基金繰入金については、一般会計予算の財源調整分としまして5,854万6千円を計上。

2目の社会資本整備基金繰入金では、道営訓子府川南地区水利施設等保全高度化事業に1,960万円、道営山林川地区水利施設整備事業に8,640万円、他3事業、合わせて1億2,600万円を計上しております。

3目の産業後継者育成基金繰入金では、農業後継者の海外視察研修に320万円、ほか二つの事業合わせまして480万円を計上しております。

次、39ページになりますが、39ページの4目、地域活性化基金繰入金では、開町100周年・町制施行70年記念事業に1,460万円、ほか2事業合わせまして1,950万円を計上しております。

5目の鉄道跡地整備等基金繰入金では、バス通学定期運賃補助と北見バス株式会社の車両購入費補助、合わせまして1,108万円を計上。

6目の減債基金繰入金では、こども園など4施設整備に係る公債費と過疎債のソフト事業分の公債費に充てるため5,230万8千円を計上。

7目のふるさとおもいやり基金繰入金では、こども医療費無償化事業など五つの事業に1,250万円。

8目の森林環境譲与税基金繰入金は、新規計上でございますけれども、森林経営管理制度実施意向調査業務に充当するため165万円の計上。

次に、2段目の表の2項、他会計繰入金のうち、2目、介護保険特別会計繰入金は、前年度は、地域包括支援センターのシステム更新などがあり運営費が増額となり繰入金が65万5千円と少なかったんですけども、本年度は増額要因の大きなものがございませんので646万1千円増の711万6千円を計上。

次に、41ページになります。

41ページの2段目の表になりますけれども、20款、4項、1目、受託事業収入では、前年度計上の畜産担い手育成総合整備事業が完了し、317万7千円減の71万7千円を計上しております。

次に、下の表の5項、5目、雑入、この雑入のうち、一番上の学校給食材料費では、給食費改定を反映して2,605万5千円を計上しております。

その下のこども園給食材料費は、前年度当初計上なかったもので、幼保無償化の際に保育料と給食費を分けたことから、本年度から計上するもので、第3階層以上の第1子と第2子合わせて43名分の給食材料費と子育て応援保育分として188万4千円の計上を。

その3行下の、いきいきふるさと推進事業助成金、これにつきましては、北海道市町村振興協会から助成金されるもので、開町100周年・町制施行70年記念事業を対象に1

00万円を計上。

次に、43ページになります。

43ページの下の方、21款、1項、町債になります。14ページの第3表でも説明しましたが、町債につきましては3億2,050万円を計上。

内訳としまして、緊急防災減災事業債340万円、過疎債が5本で1億3,990万円、辺地債が2本で4,330万円、ソフト事業の過疎地域自立促進特別対策事業債5,390万円、臨時財政対策債8千万円となっております。

以上で歳入の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

ご苦労さまでした。明日も午前9時30分から開会いたしますので、ご参集よろしくお願いたします。

散会 午後 3時11分